

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年12月1日（木）16：30～20：00

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本本部長代理（東京電力株式会社）

* 文中敬称略

○司会

それではただいまから政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催いたします。本日細野大臣は公務のため欠席させていただきます。あらかじめご承知おきを願いたします。それでは園田大臣政務官より挨拶及び冒頭発言がございます。

<冒頭あいさつ>

○園田政務官

本日もお集まり頂きましてありがとうございます。私から1点、前回のゲルマニウム半導体の検出器についてお問い合わせがございました。今日皆さま方のお手元にお配りさせていただいておりますが、国と独法とにおけるゲルマニウム半導体検出器の保有台数ということで現段階で私どもで把握している台数そして種別、機関です。それを上げさせて頂きました。前回私からですね、数で申し上げていたわけですが、前回申し上げた独法や財団法人で115台と申し上げていたところが精査したところ106台でございます。訂正させていただきます。なお大学でいきますと33台と申し上げておりましたけど47台の誤りでございました。それを皆さま方のお手元にお配りさせていただいておりますので、また後ほどご確認いただければと思います。私からは以上でございます。

○司会

それでは式次第に従って進めさせていただきたいと思っております。最初は環境モニタリングの状況についてです。まずは東京電力からの説明となります。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本です。環境モニタリングの状況につきまして2件ご報告させていただきます。まず1件目は空気中の放射性物質の濃度です。資料のタイトルは『福島

第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について、第 251 報』でございます。こちらはページをめくっていただきまして、1 枚目の裏面になります。昨日は、福島第一原子力発電所の西門と第二原子力発電所のモニタリングポストの 1 番での測定結果になります。いずれの地点も ND 検出限界未満という状況でございます。続きまして、海水の状況です。資料のタイトルは『福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について第 244 報』でございます。ページをめくっていただきまして 1 枚目の裏面に沿岸部の 4 カ所、それから 2 枚目以降が沖合の各地点での分析結果になります。経時変化を 3 ページ目以降グラフ化しておりますけれども、大きな変動等は見られておりません。引き続き経過を観察していきたいと考えております。東京電力からは以上です。

○司会

次に文部科学省からの説明となります。

○文部科学省

文部科学省の伊藤でございます。環境モニタリングの結果について資料を 2 種類お配りさせていただいております。まず全国的な状況ですけれども、放射能水準、大学の協力による空間線量、定時降下物、上水については大きな変動は見られておりません。それから発電所周辺ですが、20 キロ以遠の空間線量率、それから積算線量結果、ダストサンプリング、それから福島県による緊急時モニタリング、これらについても大きな変動はありません。イレギュラーな資料として、資料 9 の環境放射線モニタリング詳細調査(南相馬市の結果について)というのが、現地対策本部及び県の方から発表されております。これらについては 9 月の初旬に調査したものですけれども、前回 6 月 7 月に南相馬で測定した時と比べて線量が減少している地点が 545、上昇しているところは 154 カ所などという結果が得られております。それから 10 番が土壌の放射線モニタリング(プルトニウム調査結果の速報資料番号 10)ですけれども、これについては福島県において 8 月から 10 月にかけて県内 55 地点において土壌のプルトニウムを調査したものであります。何カ所かにおいてプルトニウムが検出されていますけれども、1 点をのぞいて通常の範囲内というふうに評価されております。1 地点、これは大熊町ですが、ここはプルトニウム 238 とそれ以外の 239 たす 240 の比率から見て事故由来のものと見られるという評価をされておられます。それから、ページめくっていただきまして資料 11、これの積算線量結果も特段大きな変動はございません。海域の調査、資料番号 12 と 13 ですけれども、発電所周辺の海域のモニタリング結果、それから茨城県周辺の海域のモニタリング結果について東京電力から発表されておりますが、いずれも発電所のごく周辺に

において数 Bq/L のセシウムが検出されておりますが他の地点では ND となっております。それから資料番号の 14、福島県の学校の調査ですが、緊急時避難準備区域の解除によって授業を再開した学校について、おおむね 2 週間に 1 回、簡易型積算線量計によるモニタリングを行っております。今回 13 の保育園幼稚園小学校中学校が開校されておりますけども、その平均の線量が誤作動を除けば 0.2μ Sv/h となっております。年間に学校での被ばく線量は 0.2mSv と推定されております。それから別冊の方で少し補足させていただきます。別冊のうち大部分は今申し上げたところでございますが、海域の調査の一番最後のところ、資料番号 7 番ですが、発電所周辺の海域モニタリングの結果(プルトニウムについて)ということで、発電所周辺の海水についてですね、プルトニウムの測定をしておりますが、検出限界値未満となっております。以上です。

○司会

続きまして原子力安全委員会から説明します。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私の方からは環境モニタリング結果の評価についてという本日付の原子力安全委員会の 1 枚紙で裏表にコピーしてございますものと、参考資料といたしまして 1 枚目が福島県の地図になってございますもの、これを用いて説明いたします。

まず資料の 1 の空間放射線量でありますけども、これにつきましては特段大きな変化はない状況であります。2 の空気中の放射性物質濃度でありますけども、参考資料の 9 ページから 11 ページをご覧くださいますと、1 番上のポイントであります、福島市杉妻町でありますけども、こちらでセシウムが検出されておりますけども、値は濃度限度を下回っている状況であります。このポイントでのヨウ素それから他のポイントでの核種は全て検出限界未満であったということです。資料の 4 の環境試料についてであります。資料でいうと二つめの黒ぼつで、文科省からも紹介ありましたけども、福島県の方で県内全域において土壤中のプルトニウムの分析を行っております。お手元の参考資料ですと 16 ページから 18 ページに資料があるわけでございますが、今回のこの検出されたプルトニウムが今回の事故によるものかどうかにつきましては、プルトニウム 238 と、それからもう一方 239 と 240 を合わせたもの、これの放射能濃度比で見るとというのが普通の見方でございます。それで、事故発生前の日本の平均では大体 0.026 だったわけですけども、多くのポイントでは大体これと同程度であるわけですけども、大熊町で測定されたものではこの放射能濃度比が 0.214 と、プルトニウム 238 の比率が高いものになっておりまして、今回の事故の影響の可能性が考えられるという評価でございます。それから、参考資料の

19 ページから 21 ページをご覧くださいとこれは発電所周辺、それから茨城県沿岸での海水中の放射性物質の分析結果でありまして、発電所近くの1から4のポイントを中心にセシウムが検出されているポイントがありますけども値は濃度限度以下であります。その他のポイントは検出限界未満であったということでございます。私からは以上でございます。

○司会

続きましてプラントの状況についてです。東京電力からの説明です。

<プラント状況について>

○東京電力

東京電力からプラントの状況についてご報告させていただきます。まず、『福島第一原子力発電所の状況』についてという A4 縦の表裏 1 枚の資料をご覧ください。タービン建屋地下のたまり水の処理でございますが、現在、第一セシウム吸着装置キュリオンと第二セシウム吸着装置サリーによります高濃度汚染水の処理を継続して実施中です。トレンチ立坑、各建屋の地下のたまり水の移送につきましては、2号機と3号機から集中廃棄物処理建屋の方への移送を行っております。6号機につきましては屋外の仮設タンクへの移送を明日まで実施中です。それから建屋、トレンチ立坑の水位等に関しては会見途中で最新のデータをお届けしたいと思っております。放射性物質のモニタリングにつきましては先ほど述べたとおりです。裏面の方にまいります。使用済燃料プールの冷却ですけども現在1、3、4号について循環冷却を実施中です。2号機につきましては一次冷却系の差流量大という状況が出て現在停止しております。プールの水温は11時現在23.5℃、それから午後1時現在23.8℃という状況でございます。最大でも1時間当たり0.3℃ということでございますので、当面、使用済燃料プールの冷却には問題ないものと考えておりますが引き続き計器等の点検を進めてまいりたいというふうに思っております。それから3号機につきましては本日2m³ほどヒドラジンを注入しております。それから圧力容器への注水、圧力容器の温度、格納容器の圧力に関しましては記載の表のとおりです。なお2号機につきましては午前中の会見で申し上げたとおり、11時から窒素を圧力容器本体に5m³/hで注入を開始いたしております。それから12時10分に格納容器内に注入する分と圧力容器に注入する分のバランスを取るために格納容器ガス管理システムの排気を34m³/hに増やしているという状況でございます。その他、作業の実績等につきましても、こちらの会見途中で最新の実績をお届けしたいというふうに思っております。続きまして発電所の中の水などの分析の結果です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について11月30日の

採取分』でございます。これは取水口付近のサンプル結果になります。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面から各サンプリング点での測定結果を記載しております。2枚目の裏面になりますが、現在、5号機の取水口付近で清掃作業を行っておりますので、5号機の取水口での海水サンプリングを追加いたしております。経時変化を3枚目からグラフ化していますが特に大きな変動等は見られておりません。高濃度汚染水は海洋中に漏出していないと判断いたしております。続きましてタービン建屋付近のサブドレインの状況です。資料のタイトルは『福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について、11月30日採取分』でございます。ページをめくっていただきまして1号機から6号機のサブドレン水、それから1番右に坑内深井戸での水の分析結果です。2枚目から経時変化をグラフ化しておりますけれども、こちらも大きな変動は見られておりません。高濃度汚染水が地下水中に漏出していないというふうに考えております。最後になりますが、集中廃棄物処理施設周辺のサブドレン水の核種分析の結果です。A4横の表の形式になっている資料でございますが、こちらも11月30日の測定結果では通常の変動範囲内ということで考えております。引き続き集中廃棄物処理施設に溜まっております高濃度汚染水が、地下水中に漏出はしていないというふうに考えております。東京電力からは以上です。

○司会

次に原子力安全保安院からの説明となります。

○保安院

原子力安全保安院の森山でございます。これまでいただいております宿題から3点ご回答を申し上げます。まず最初は手順書の関係で、保安院に報告のあった手順書、あるいはその関連の書類は何かということと、それから東京電力からの意見書の公開についてのご質問ございました。東京電力から提出されておりますものは、1号機、2号機、3号機の事故時運転手順書と、その事故時運転手順書の適応状況、それから公開、非公開の意見書でございます。基本的には、これまで保安院として公開してきておりますけれども、手順書そのものにつきましては、これまではまだ事故に関する部分のみの公開となっております。その他の部分につきましては、現在まだ引き続き検討しているという状況でございます。それから意見書の公開の件でございますけれども、東京電力から出されました意見書、これは9月27日の報告徴収以降の件でございますけれども、何度か意見書が提出されておりますけれども、意見書の本文そのものにつきましては、既に公開をさせていただいております。ただしどこまでが意見書かという点はあるかと思えます。すなわち手順書の中に東京電力から、この部分をマスキングをしたいという、具体的なマスキング

の箇所というものが元々記載されておりました。したがってその部分については、保安院はそのマスキングをとったもので公開しておりますので、個々のマスキングの部分については、現在公開はしておりませんが、東京電力から出された意見書、これは基本的には2回ありまして、最初に出されました意見書が余り具体的ではなかったということで、再度11月14日に提出されておりますけれども、これについても既に公開をしております。それから二つ目がSPEEDIについて、現在時刻が3月14日の14時53分と記載されているけれども、津波到達時より早い時間であるのになぜかというご質問がございました。これにつきましては、SPEEDIには、その時刻はございませんでしたが、ERSSの方に現在時刻として3月11日の14時53分という記載がございました。したがって、このERSSの方に対するご質問だということでご回答いたしますと、このERSSにつきましては、確かに現在時刻として3月11日の14時53分と記載されているところがございますが、これは当時の解析の実際の時刻とは無関係な値を表示しております。ERSSにつきましては、電送そのものが停止をしておりますので、この解析では既存のテストデータというものを仮に電送データ、すなわち発電所のプラントデータとみなしてシステムを使用しております。ERSSを動かすためには現在時刻というところがないと、入力がないと解析を開始しないというシステムですので、仮の時刻として14時53分というものをを入力したということでございました。それから三つ目に、3月12日に保安院がセシウム及びヨウ素の検出について発表したということで、その検出した場所とどこの機関かというご質問がございました。3月12日の保安院の会見の議事録といえますか、必ずしもはっきりしないところがございますので、何を引用したかということも、必ずしも正確ではないかもしれませんが、3月12日に検出されたという記録が一つございました。これは既に6月3日に保安院のホームページで公開しておりますが、福島県がモニタリングの結果として検出したというのがございます。こちらの場所については、実際に地図の上に落としこまれておまして、保安院のホームページをご覧いただけたらと思いますけれども、6月3日に公表しております、タイトルは『福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所周辺の緊急時モニタリング調査結果について、3月11日から15日実施分』というものがございますので、こちらに福島県の方で実施されましたモニタリング結果の一覧と、実際の場所といえますか、手書きで地図上に書きこまれたものがございますので、そちらをご確認いただければと思います。保安院からは以上でございます。

○司会

最後に事務局の方から一つ、日隅さんの方から質問あった件につきまして補足説明をさせていただければと思います。区分毎の登録人数でございます。前回区分4のところは少なすぎるのではないかとということで、それを確認させていただきました。

区分 4 というのは、日本民間放送連盟会員さん、民放さんですけども、その多くの会社が一番の日本新聞協会会員にも、両方に加盟をしておりました。その両方に加盟をされた方が 800 人ちょっといらっしゃいます。今回分かりやすくするという意味で、こちらの両方に入ってる方を 4 の方に区分し直して、改めてその数字を説明させていただきたいと思います。区分 1、日本新聞協会会員さんに入ってるのが 1296。前回よりも人数が増えています。時間が経っておりますので、昨日時点、11 月 30 日時点の数字として説明させていただきます。区分 1 が 1296 人。それから区分 2、日本専門新聞協会でございますけども 37。区分 3、日本地方新聞協会でございますが、2 でございます。前回 4 と説明しましたが、2 人ちょっと区分が間違っておりましたので、整理をし直しております。区分 4、日本民間放送連盟会員さんが 887 でございます。うち 837 人が、1 にも 4 にも属している方でございますけれども、便宜上 4 に区分をさせていただいております。区分 5、日本雑誌協会会員さんが 43。区分 6、日本インターネット報道協会会員さんが 58。区分 7、日本外国特派員協会会員及び外国者登録証保持者が 108。区分 8、1 から 7 のいずれかに準ずると認める者でございますけども 155。区分 9、いわゆるフリーランスの方でございますが 42。これで合計が 2628 となります。現時点で記者登録がされている方が 2628 名となります。説明は以上でございます。それでは、これから質疑に入らせていただきたいと思います。前回と同様でございますけれども、最初の質問の機会を出来るだけ早く皆さんにということでございまして、一度にご質問いただく件数を三つまでというふうにお願いをさせていただきたいと思います。同様に質問自体につきましても、なるべく簡潔にお願いしたいと思います。また回答側につきましても、出来るだけ簡潔に分かり易い回答を心がけていただくようお願いしたいと思います。また質問の際には、所属とお名前を名乗っていただくとともに誰に対する質問であるかを明確にさせていただくようお願いいたします。それではご質問のある方は挙手をお願いいたします。では、どうぞ。

<質疑応答>

○朝日新聞 杉本

Q：朝日新聞の杉本と申します。園田政務官と東京電力の方にお伺いいたします。昨日、東京電力の方から燃料がどこにあるかという推定の結果が発表されました。1 号機に関しては、そのほとんどが格納容器の方に落ちているという結果になりました。今の冷温停止の定義なんですけども、圧力容器下部の方の温度で測ってると思うんですけども、この定義を見直す考えがあるのかどうかということと、そのご回答の理由についてお聞かせください。同様に東京電力もそのことについて、どう考えられるか意見を聞かせてください。お願いします。

A : (園田政務官) まず私からお答えをさせていただきます。昨日、ご指摘のように資源エネルギー庁と保安院の主催で、専門家間のワークショップという形で東京電力そして関係機関の方々、専門家の方々に集まっておりました。今の現段階における東京電力からの一定の解析といえますか情報を提供していただいているところでございます。まず全体的な流れで申し上げますと、今後これを、更に確からしさといえますか、この中身についてやはり私どもも、格納容器あるいは压力容器の中の状況というもの、今後の廃炉に向けた様々な工程のなかで、是非とも検証していく必要があるという考えに立っておりますので、そういった専門家の皆さま方にも、様々ご議論をいただいて、より確実な形を今後見出してみたいというふうに思っておるところでございます。そのファーストステップが昨日のワークショップの開催になったということでございます。今ご質問いただきましたステップ 2 の終了目標であります冷温停止状態の定義のなかにおいて、压力容器の底部の温度についてもずっとこの間、皆さま方にお示しをさせていただいてきたところでございます。要は、私どもとしては、冷温停止状態をいかに今後継続して、安定的なものにするかということが一番の、行っていかなければいけない作業、確認作業の中で、一番行わなければいけないものであるというふうに考えておるところでございます。その一つの情報ツールとして、压力容器の底部の温度を皆さま方にお示しをさせていただき、そしてそれに基づいてということをお願いしてきているところでございます。今後、これは他にも压力容器の雰囲気温度も測らせていただいております。全体的に冷温停止状態であるということを引きつと安定的な形で持っていく必要があるということをもって、この冷温停止状態というものを確立してみたいというふうに考えております。したがって、今、压力容器底部の温度についての、言わば見解を変えるということには至っておりません。

A : (東電) 東京電力でございますが、昨日、特に 1 号機に関しましては、100% 近くのものが格納容器側に落下しているというふうにご報告させていただいておりますけれども、実態の状況を考えますと現在注水量を絞っておりますけれども、压力容器の温度が若干上がり気味でございますので、いわゆる全量と言いましても一部の燃料はまだ压力容器の底部に残っていて、発熱体として寄与しているというふうに考えております。したがって、今回冷温停止状態の判断をするという意味で、代表的な温度はどこにするかという観点から見ますと、压力容器の底部付近の温度がおおむね 100℃以下であるというふうな定義については、これまで同様妥当なものではないかというふうに考えております。また、格納容器の雰囲気温度等も測っておりますので、全体として冷えているという傾向に関しましては問題ないものというふうに思

っております。特に冷温停止状態の判断は、圧力容器の底部の温度のほかに、全体として放射性物質の放出が抑制し、管理されているということも条件の一つでございますので、むしろそちらの方が今後ステップ2の判断をするにあたっては、もともと地域避難されている方々が安心して戻ってこられるということを考えますと、放射性物質の濃度がきちんと抑制管理できているということもでございますので、今のところ定義そのものを何か変更しなければならないということはないというふうに思っています。

Q：追加でお願いします。今のご回答をいただきましたけど、ちょっと理解できないのが、結局燃料の位置、推定実態も含めてどちらが多いのかといえれば格納容器の下に落ちる方が多いわけじゃないですか。もちろん多い方がどうなってるのかという方は、そこで確かめる方が確からしいとは思いますが、なぜ圧力容器という所にこだわるのかということをお教えください。園田さん。

A：（園田政務官）こだわると言いますか、そこがまず今の段階できちんと測れている私どもの考え方であるということでございますので、それと更に別の観点の様々な情報を総合して判断をしていくということがございます。したがって、その一番の代表的な温度として圧力容器の底部の温度というものを挙げさせていただいているということでございます。なおかつ言えば、格納容器の下の部分に、仮にと言いますか、燃料の部分がかったとしても、そこから仮にその温度が上がっているという状況があれば、圧力容器の真下でございますので、そういった面からすると温度がそのまま真上で測れているという状況にあるのではないかなというふうには考えております。

Q：東京電力松本さんに追加でお願いします。今格納容器の方も温度が測れると思うんですけども、ここも代表的なポイントとして測ることにすることはできないのでしょうか。

A：（東電）定義を超えるかどうかの議論はあろうかと思いますが、格納容器の中の温度そのものを前回の17日の道筋の会見でもお示しさせていただいたように、雰囲気温度としても測れておりますし、もう少し上のところではベローシールといったようなところでの温度も測れております。したがって、全体として冷えています。その結果として放射性物質の放出が抑制されるというような論拠が成り立つのではないかと考えております。また、先ほど園田政務官の方からお話がありましたとおり、格納容器の底部に落ち

ていた燃料が発熱体としてあれば、当然輻射熱として圧力容器の底部にございます温度計も反応するというふうに思っております。現実としては格納容器の底部には今水がありますので、落下した燃料はその水によって冷やされているという状況だと思っておりますので、そういった観点から見ても落ちた燃料の温度が依然高い状態ということでは考えておりません。

Q：今のお話は結局水の中にあって冷やされていると思うという段階だと思うんですね。圧力容器で測るよりは格納容器で測る方がより正確に燃料の温度はどうなっているのかということを知れると思うんですけども、その点いかがでしょうか。

A：（東電）残念ながら格納容器のペDESTALの底部のところには温度計そのものは今ついてございませんので、直接的に測る手段がないというのが現実でございます。したがって、そこで発熱体があって蒸気が大量に出ているとすると、現在測っております雰囲気（HVH）の温度、いわゆるHVHと申しております空調機の入り口側に温度計がございますのでそこで感知するというような形になります。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

ご質問ある方。そちらの方と、次にそちらの壁際の方2人続けてお願いします。

○フリーランス 小石

Q：すいません、フリーランスの小石と申しますけど、東京電力さんをお願いしたいんですけど、一部の今燃料が残っていると思うとおっしゃられましたけど、大体どのくらい残っていると思われていますか。それと、昨日のワークショップの資料で、東電さんの資料の方に公表されていないデータが含まれていますという記載があったんですが、まだ公にされていないデータというのはたくさんあるのでしょうか。昨日出されたのが最後なんですか。それをちょっとお願いします。

A：（東電）まず1号機は解析上100%、それから2号機、3号機は57%、63%が格納容器内に落下しているというふうに解析上は評価しておりますけれども、1号機も温度の変化がございますので、アバウトな数字でございますが1、2

割はまだ圧力容器側に残っているのではないかというふうに見ております。我々が使っている解析コードそのものにある程度の保守性がございますので、そういった評価をいたしております。ただ、この1、2割の割合に関しましてはまだ不確定な要素がございますので、先ほど園田政務官のお話にもあったように、今後引き続き精度を上げていくというような活動を様々な研究機関と実施していく必要があるかと思っています。それからデータでございますが、こちらはこれまで発電所の中、プラントの中で採取しておりますデータを、今回のいわゆる評価に従って採取したものと申しますか、整理して作ったものでございまして、まだこれ以外にも何種類かのものは公表していないデータはございます。

Q：特に公表していないデータというのは、今公表されているデータで別に、何て言うんだらう、問題ないというのか、重複するようなデータだということなんですかね。

A：(東電)プラントの状況を把握して、現在1号機から4号機、5号6号も含めてですけれども、いわゆるどういう状態にあるのか、冷えてるのかあるいは放射性物質が出ているのかということに関しましては今までとおり公表させていただいておりますが、例えば今回のデータで言いますと、建屋の中のいわゆるRCWの線量といったようなところに関しましては、一部測定したデータを用いて今回の評価に使ったというようなことはございます。

Q：分かりました。

○司会

それではそちらの方。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグの小嶋です。よろしく申し上げます。東京電力さんに、保安院さんにもなんですけれども、前回質問した1号機のICに関してなんですけれども、これはもともと全電源喪失を前提にしているのかということをお聞きしたいです。もう1点、こちらは園田政務官と保安院の森山さんに。吉田所長の病状と線量及び労働環境などと病気の関連について何か新たに情報を得ているのかということをお聞きしたいです。もう1点、こちら保安院の森山さんに。前回ご質問差し上げたIAEAのストレステストの件で、国際基準が配布されたということの件について進展があれば教えてください。以上三つです。

よろしくお願いします。

A：（東電）まず東京電力から、非常用復水器、アイソレーションコンデンサーに関してお答えさせていただきますけれども、こちらはいわゆる原子炉の主蒸気隔離弁、原子炉側とタービン側をつなぐ蒸気が入る配管が事故で閉鎖した場合に、原子炉が隔離された状況になります。したがって、原子炉で発生する蒸気の行き場がございませんので、このアイソレーションコンデンサーを利用して発生する蒸気を凝縮させて、その水を原子炉に戻すというものでございますので、そもそも隔離時に使うものでございまして、こちらは全電源喪失を考慮したものではありませんが、一方では制御弁に関しましては、直流電源を使っておりますので、交流電源が喪失したというような場合には、いわゆる高圧注水系とこのアイソレーションコンデンサーを使って原子炉への注水と減圧を行っていくというものになります。

Q：この件に関してなんですけども、つまり交流のみを喪失した際に、こういった冷却が可能になるという、もともとそういう設計ということの認識でよろしいでしょうか。

A：（東電）はい、そうです。

Q：了解です。ありがとうございます。

A：（園田政務官）吉田所長の件でございますけれども、その後私どもの所に何か追加的な情報が入って来てるということはございません。

A：（保安院）保安院でございますけれども、アイソレーションコンデンサーの件は今松本さんからお話がありましたように、全電源喪失を必ずしも考慮して設置されたものではございません。なお実際の弁の開度がどうだったかということはまだ必ずしも分かってないところもございます。それから吉田所長の病状につきましては、保安院の方で具体的なところまでは承知しておりません。それからIAEAのストレステストに関します基準の関係でございますが、特にまだ進展があるわけではございません。いずれにしましても保安院として考えております評価の視点というもの、審査の視点というものに基づいて、個別に評価を進めながら、IAEAとまた更に今後どういうふうなレビューをしていただくかということで、別途今相談をしているという状況にございます。以上でございます。

Q：ありがとうございます。今吉田所長の件に関してなんですけども、前回東京電力松本さんが線量とか病状とか問い合わせがあれば報告する準備があるということだったんですけども、今後もこの病状とかについて問い合わせする予定はないということでしょうか。園田政務官、保安院森山さん、両方に。

A：（園田政務官）現段階で何かこちらから問い合わせをするという予定はございません。それに対しての検討も何か必要があるのかどうかちょっと分かりませんが、その検討という形も行っていないというのが現状でございます。

A：（保安院）保安院でございますけども、将来のことは分かりませんが、現時点においては特にこれ以上の詳細のことを問い合わせをするという予定は今のところございません。

Q：こういった場合に問い合わせをするという形になるのでしょうか。お2人お願いします。

A：（保安院）保安院でございますが、それは仮定の話ですので、今答えられる質問じゃないと。

Q：例えば病状が悪化とかそういうことですか。病状が悪化したとか。

A：（保安院）いや、保安院は線量管理と言いますか被ばく管理、こういったところが適切にはされていたかどうかということを見ておりますので、もしそういった吉田所長に限らず、東京電力の中の管理が適切でないということが、仮にもし何かそういったことが懸念される状況であったり、あるいは基準を超える被ばくをされているということがあれば、それは状況について確認していく必要があろうかと思えます。以上でございます。

Q：吉田所長が前回11月12日ですかね、会見を行った際に、作業員の状況、労働環境とかのことに改善を求めていましたけども、これ以降、労働環境などを含めて、吉田所長の病状が悪化していたと、体調が悪化していたということも含めて、こういった労働環境に関してまた何か追加的な措置をされるということは考えていらっしゃるのでしょうか。東京電力さんと今保安院さんにお聞きしたいです。よろしくお願いします。

A：(東電)労働環境に関しましては、今後も作業員の方の働く環境の向上には努めてまいりたいと思いますし、被ばく管理に関しましても適切に実施していきたいと思っております。

Q：何か具体策とかは特に。

A：(東電)現時点では、特に寒くなってまいりましたので冬期対策というような形になりますけれども、現時点では作業員さんの方が利用される休憩所等には暖房が入れられるような設備になっております。

A：(保安院) 保安院でございますけれども、労働環境につきましては大変重要な問題と考えておまして、これは保安院に限らず、事業を所管しております資源エネルギー庁、それから厚生労働省とも連携を取りながら、むしろそちらを主体にしながら進めてきておまして、例えば夏場であれば当然熱中症の問題、それからこれからはインフルエンザ対策ですとか、いろんな形で環境の改善を図っていただくように、それはお願いをしているということでございます。

Q：はい、ありがとうございます。

○司会

ご質問のある方。お1人。ではそちらの後ろの2人の方と前の方。3人続けてお願いします。そちらの。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども。まず保安院の森山さんに確認なんです、先ほど12日のセシウム、ヨウ素の検出なんです、あれはそうすると6月6日でしたっけ、まとめて発表された時のものであって、発電所内で検出されたということは保安院では発表はされていないということでしょうか。当時の新聞等に第一の1号機周辺で見つかったというような、セシウムが出たというような記事があるもので、ちょっと確認できればと思います。それから森山さんにもう1点、3月12日に東京電力のプレスリリースで、ベント作業に行った当直長の方が106mmの被ばくをしたというリリースが出ていますが、当時ベント作業に行ったのは他に3人いて、先日月曜日に松本さんの方から線量を発表していただきましたけれども、この3人については当

時保安院は把握はされていたのでしょうか。保安院から出ている資料等にも106mmの方のことしか書いてなくて、残りの3人の被ばく量は書いてないもので、この点を保安院の方で把握していたかどうかちょっと確認できればと思います。それから東京電力の松本さんに。作業員の被ばく量なんですけれども、おととい発表ありましたが、6月以降の作業員の被ばく量の平均を見ると、東京電力の社員に比べると協力企業の方の被ばく量が平均で多い時で10倍ぐらいの差があるんですけれども、これは原因というのはどういうところにあるというふうに見てらっしゃいますでしょうか。以上お願いいたします。

A：(保安院) まず保安院からでございますが、ちょっと今手元にございませんけれども、確か3月12日に東京電力からの報告で、ヨウ素が確かモニタリングポストの近くだと思いますけれども、検出されたという報告があったと思います。それはいわゆる通報様式に従って報告されておりますので、それはどこかに公開されています。ご質問は周辺ということでございましたので、周辺で何があったかということでちょっと調べておりました。その結果、福島県の評価結果と言いますか、モニタリング結果があったということを申し上げました。それからベント作業員の方の被ばく線量ですけれども、当時報告されておりますのは、一番多い方が100 mSv を超えた方がおられて106mSvであったということでございまして、その際にどこまで他の方に細かく承知をしてたかは今把握できておりません。

Q：分かりました。すいません、その当時の報告の内容はこれは確認できますでしょうか。

A：(保安院) 基本的には通報様式というもので報告をされておりますので、そこにありませんからそれ以上のことはないのかもしれませんが、その他で何かあったかどうかは分かる範囲で確認してみたいと思います。

Q：分かりました。お願いします。

A：(東電) 東京電力でございますが、30日に公表させていただいているこの表でございますけれども、こちらは月別に新たに入ってきた新規の入域者が、最後の表4で言いますと10月末までにどれぐらいの被ばく線量になったかというような取りまとめ表でございますので、当然新しく入ってくる方、要は7月、8月、9月、10月になるほどですね、作業環境が改善されておりますので、被ばく線量は小さくなるというような傾向がございまして、これは東京電力の

社員、それから協力企業の方、それぞれ同じような傾向がございます。ただ累積の線量で見ますと、10月末現在で東電の社員が3,264人、それから協力企業の方が14,516名いらっしゃいますけれども、平均線量で比べますと東電の社員が23.36mSv、協力企業の作業員の方が9.38mSvという状況でございます。

Q：いえ、そうではなくて、月別の平均被ばく線量がですね、6月以降、6月末では東京電力の方が圧倒的に外部被ばくも内部被ばくも多いんですが、6月以降は最大の被ばく線量も、それから平均被ばく線量も協力企業の方が多くなっているんですけども、これに関してちょっとその理由をお伺いできればと思ったんですが。

A：（東電）協力企業の作業員の方も東京電力の社員もそれぞれ業務に応じた線量管理しておりますけれども、やはり継続的に水処理にあたるような人に関しましては協力企業の方が今やっぺらいらっぺらいますので、そういった方は線量が高くなる傾向がございます。そういったことから、8月、9月、10月とといったところに関しましては最大の被ばく線量、それから平均も協力企業の作業員の方が多くなる傾向にあります。

Q：この辺の関係というのは今後も含めてですが、被ばく線量が多くなりそうな作業というのは基本的に協力企業の方がやるようなものが多くなるんでしょうかね。

A：（東電）いえ、違います。作業に応じては東京電力の社員が行っておりますが、特に今回2号機、3号機で圧力容器内に窒素を注入する作業がございますが、こちらに関しましては東京電力の方で作業の方、行っております。したがって、ケースバイケースで業務に応じて私どもがやるか、協力企業にお願いするかというような場合分けがあります。

Q：もちろんそのケースバイケースは分かるんですけども、現状6月以降一貫して協力企業の方が平均線量で見ると、先ほど申し上げたように10倍くらいの差があるんですけども、要するに作業内容というのは今後も傾向としてはこういう傾向が続いていくということになるんでしょうかね。

A：（東電）はい。傾向としてはこういう傾向にあらうかと思っております。したがって、引き続き個体ごとの管理が必要だというふうに思っております。

Q：その中で協力企業の被ばく線量を低減させるような何かこう施策みたいなものは考えられるのでしょうか。

A：（東電）はい。当然、作業ごとに被ばく計画、いわゆる作業線量計画を立てておりますので、そういった観点で被ばく低減策に取り組んで行きたいというふうに思っております。作業に応じて作業時間を短縮するですとか、遮蔽を設けるとかというような作業対応を取ることになります。ただ、注意していただきたいのは協力企業の社員の方はそれぞれの会社ごとに自分たちの線量限度を持っておりまして、いわゆる年間 20、5 年で 100 というようなところの制限の手前で人を入れ替えて被ばく管理を行っているところが大部分でございます。

Q：もちろん、それはそうなんですけれども。要するにそれ以外の、計画線量をきちんと計画するというのは以前からやっていることであって、それ以外に現状こういうふうに東京電力との差が開いている中で、その差を縮めるような施策というのが考えられないかなという、そういう意味なんです。

A：（東電）ですから、仕事内容に応じて作業しているという状況でございます。例えば 10 月分を見ていただきますと、9 月では東電の平均線量が 1.90 でございますけれども、10 月の新規入域者の社員は 10.24 ということで、こちらは水処理関係の対応作業が増えたためでございます。したがって、協力企業の作業員にお願いする仕事、東京電力が自ら行う仕事、それぞれ適切な被ばく管理を実施していきたいというふうに考えています。

Q：ありがとうございます。この件に関して、保安院の方では何かコメントのようなものはいただけますでしょうか。

A：（保安院）保安院としましては、全体の被ばく線量を下げていくということが、まず大事だと考えておりまして、今後特にステップ 2 終了後はですね、基本的には緊急時の被ばく線量から通常のレベルに、これは厚生労働省を中心に検討されておりますけれども、上限を下げていくという中で適切に管理をしていただきたいというふうに思っております。当然、移行期間がございますので経過措置はございますけれども、基本的には通常の年間 50 ミリ、5 年間で 100 ミリ、ただし一部例外的に緊急作業として 100 ミリという、そういうレベルに変えて行きたいと考えております。以上でございます。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

○司会

では、次の方。

○NPJ 日隅

Q : NPJ の日隅です。モニタリングの関係で今日配っていただいた資料の1番最後の学校の結果なんですけれども、これは備考欄を見ると屋外活動が一部制限されているというのが書いてあって、一部制限されているんだけど測定者の屋外活動実績なしというふうになっているわけですから、そうすると実際に児童、生徒、幼児は屋外活動をしているにもかかわらず、一部制限のところはですね、しているにもかかわらず、測定されている方は屋外活動の実績がないとすると、実態とそれからここに出ている数値っていうのが必ずしも一致しないのかなという感じもするんですが。屋外活動一部制限のところについて在籍している幼児、児童、生徒の平均的な屋外活動時間というもの把握されているんでしょうかというのがまず一つです。それから二つ目は、燃料の状態の関係で東電の方に聞きたいんですけれども。今朝のニュースなんかで昨日の発表について報道されているのを見ると、コンクリートの中に打ち込んだ燃料については、上から水かけても水かからないんだから、そのまま熱い状態が続いていて、どんどんどんどんコンクリートに対する侵食というのが広がっているんじゃないですかねってコメント言っていた人がいたんですけれども、その辺についてはどう考えられるのかということと。それから、記者会見の参加の人数の関係でちょっと確認だけしておきたいんですが、いわゆるカテゴリー8番について179人っていうことで、今日は155人でちょっと減っているんですけれども、それがどういうことなのかなというのと。後、許可されなかった人の数っていうのは、前言っていたとおり、カテゴリー8については2名がバツで、4名がペインティング、フリーについては5がバツで、7がペンディングということでもいいんでしょうか。後、雑誌も前回45人っておっしゃっていたんですけれども、今回43人になっているものですから、一応そこもご説明だけいただけるのであれば、いただきたいと思えます。以上です。

A : (文科省) 文部科学省です。この学校の積算線量モニタリングにあたりましては、先生方に基本的に児童生徒と同じ行動を取る方に腰のところに線量計を付けていただいております。したがって、必ずしも全員の児童生徒と同じ

行動を取るということではございませんけれども、2週間に1回報告をいただいておりますので、実際に校庭の利用状況ですとか、測定者が本当に児童生徒と同じような形で行動されているのか、その辺は確認しながら見ていきたいというふうに考えております。

Q：これまではそこら辺は十分に確認出来ていなかった部分もあるかも知れないので、再度そこら辺確認してみると、そういうことでしょうか。

A：(文科省) ちょっと過去のデータ全部今手元にありませんので、たまたま今回で出されているところの備考欄の所で測定者の屋外活動の実績がないというところは、確かに目立つので、いつもこんな状況なのかそこは確認したいと思います。ただこれらは緊急時避難準備区域が解除して、ごく最近に活動再開した学校ですので、一部制限と言いながら、実質まだ屋外での活動をしてないような学校もあると聞いていますので、その関係で先生方もこの2週間の間で外での活動実績がないという報告をされているのかもしれませんが。

Q：実態をですね、やはり一応併せてご報告いただけるような形になれば、より分かりやすいかと思っておりますので、ご検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

A：(東電) 東京電力からお答えをさせていただきますが、燃料は、落下しても崩壊熱という形で発熱を続けております。したがって、この発熱量と除熱量のバランスで、除熱量が多ければ冷えて固まりますし、発熱量の方が多ければ溶けた状態でコンクリートを更に侵食していくというような可能性がございます。現在、どういう状況かというふうに考えますと、少なくともコンクリートを溶かした所で面積等が広がっておりますので、コンクリートに接している部分、それから上から水がかかっている部分で除熱量の方が上回っているのではないかと考えております。卵のようなイメージで真ん中に溶けたどろどろのものがあって、表面が冷えて、皮、殻のようになっているということも、考えられなくないですけども、その状態で例えば、殻が破れて、どろどろのものが出てきた場合には、コンクリート、あるいは水に触れて除熱をされるというような状況でございますので、コアコンクリート反応が現時点でも、進展している状況にはないというふうに考えております。また、格納容器内のガスのサンプリングの中で、炭酸ガスの濃度も測定いたしましたけれど、コアコンクリート反応が起こっているとすると、想定される発生量から見て現在の濃度は十分小さいと思っておりますので、現時点でコアコ

ンクリート反応が進展しているというふうには考えておりません。

A : (事務局) 事務局の方からでございますけれども、まずカテゴリ-8 が減った理由はですね、えー関連会社の方が結構いらっしゃいました。例えば、何々放送さんの関連で学校、具体的に何々会社って入っていて、その場合、8 番に最初カテゴリ-している人も結構いたんですけれども、ま、もともとその会社の仕事を請け負ってること、例えば、4 のほうに区分するとか、そういう整理をしたもので、8 から大分減って4 の方に多く入ってるといいうのが、多くあるものでございます。で5 についてはですね、これちょっと細かい話、手元に持って来てないもので、忘れてしまったんですけれど、確か、整理をしている中で、区分のおかしいと思われる方がいらしたんで、減ったということでございます。それと、登録を受けてない方、それからペンディングの方は、前回、説明さしていただいたとおりでございます。

Q : 分かりました。はい、ありがとうございます。そうすると、さっきの松本さんの関係なんですけど、えーと、面積広がっているという言い方をされたのは、落下することによって、どろっと横に広がって面積が広がって、それが、その明日に、こうコンクリートと化しているから、上から沢山かかっていたらうなと、そういう主旨だと思っておりますけれども、そのコンクリートの、弱い所とか強い所とかあったりして、弱い部分が溶け落ちて、全体がぽこんと水溜まりみたいに落ちるんじゃなくて、水溜まりのうちの一部だけが、破れてコンクリートがそこへ溜まっていくっていう、そういうことはありえないんですか。しかも、先ほど、ガスのサンプリングがあるからっていうことで、そういうこともないってことなのかなともは思っておりますけれども、例えば、ガスが情報に出ないというようなこと等は、考えにくいでしょうか。その辺ちょっと、補足していただければと思います。

A : (東電) 溶けた燃料が落下してくる場合、床面に落ちてくるわけでございますけれども、基本的には、落ちて広がるというふうには考えておりますので、そういう意味では、一箇所に連続的に落ちてくるというよりも、压力容器の底全体に制御棒案内管ですとか、中性子の計測管が約 100 本程度ございますので、そういった所から、落ちてきてるのではないかというふうに思っております。したがって、どこか一箇所だけ選択的に集中して落ちてくる、あるいはそれが、落ちてきた所で固まって、集中しているという状況は現象的には考えづらいというふうに考えております。また、そういった所があったとしても、今回 100%燃料が落ちてきたと仮定して、侵食量は 65cm 程度と

いうふうに見ておりますので、特に、この解析評価が、何か誤っているというようなことはなかろうというふうに思っております。それから、ガスの発生でございますが、こちらは、当時は、ガスサンプリングでございましたので、こういったところは今後データを積み重ねていく必要はあろかと思っておりますが、当時から窒素ガスを封入しておりましたので、全体としては、均一な状況にはあったのではないかというふうには思っております。

Q：落ち方、落ち方がですね、そういうばらばらになってるっているのは、なんとなく分かるんですけども、一旦、広がって落ちた後ですね、要は、格納容器の底、のコンクリートに広がった状態で、格納容器のコンクリートの弱い部分が穴が開いて、そこにこう集中して、落ち込んでいくってようなことは、コンクリートの、なんて言うんでしょう、強弱みたいなものから、起こり得るのかというふうにも思うんですけども、それはあんまり考えなくていいんでしょうか。

A：（東電）格納容器のペDESTALという底の部分は二つほど升のようなものがございます、そのところが、溶融した燃料が溜まるだろうというふうに見て、今回解析をしております。コンクリートそのものは、基本的に一様でございますので、何か不均一な所が選択的に侵食されていくということは考えにくいのではないかというふうに思っています。

○司会

それでは、あの、前の方。

○テレビ朝日 松井

Q：テレビ朝日の松井と申します。二つあります。松本さんに、まずひとつ、昨日公開されたマップなんですが、なぜ昨日なのかというのがですね、例えば、もっと1ヶ月とか3ヶ月前等に、その前の段階で100%落ちるといふ所の話までは前も同じデータが出てたとおっしゃっていて、昨日新しく出たのはコンクリートの溶融の話だったわけなんです、これが11月の末になってしまった理由を、もっと6月7月の段階でもですね、この9月10月のデータが出てきたから初めて言えたことではないというふうに、やっぱり昨日の発表を見る限りは思えるものですので、4月の末にはもう温度が安定してたと、下がったという発表もあったわけですから、なぜ昨日まで、8ヶ月以上かかって、コンクリートのことをおっしゃったのかという点をお伺いします。もうひとつは、環境省ということになるん、園田さんにちょっとお伺いしたいのです

が、たまたま取材先の中で南相馬の方ですね、個人のお宅で井戸を使ってらっしゃる方がまだかなり沢山いらっしゃって、で、あのやはり気になるので、あの一井戸の、あの一放射性の数値をですね検査を申し出て、何人もいらっしゃるんですが、やはり同じような方が沢山いらっしゃって、検査がずっと待っていると、それが、未だに待っているというような方が何件もまだいらっしゃるということなんですね。で、水道がなくて井戸水だけが生活用水の方は非常に心配のまんま、暮らしてらっしゃると。当然、何とも問い合わせが何件もあると思うんですが、今現在、そんなに沢山の人が、今もずっと待っている状況なのか、それともうまくその辺は回っているのか、今はすぐ答えられる内容かちょっとよく分からないんですけど、実際に取材の中でですね、何度、その検査依頼をしても、受けてもらえないんだという、ちょっと情報が来ているものなので、この点をお伺いしたく出しました。以上2点です。

A：(東電)はい、まず東京電力お話しさせていただきますけれども、昨日少し説明が不足した部分だと思います。まず、昨日の資料をお持ちだとそちらを見て欲しいのですが、1号機の温度に関しましては、事故以来データの方を記録して監視しておりましたけれども、8月の時点で1号機に関しましては全体的に100℃を下回るような状況になっています。そのころ、やはり私どもとしては炉心に直接炉心スプレイ系から入れてない給水系、いわゆる外側から水を入れている状況で温度が100℃を下回るような状況になってきたということになりますと、やはり原子炉圧力容器内の燃料の存在に関しまして少し疑いを持ち始めたというような時期であります。その後、10月の末に給水系からの注水量を段階的に7.5m³/hまで増やしましたが、そうしますと急激に冷却が出来るようになりまして最低でも40℃を下回るような状況になったということになります。そういう状況になりますとやはり通常の原子炉でも停止時に強制冷却をしておりますが、35℃ですとか40℃程度の水温がありますので、そういった強制冷却が出来ていない状況で水だけを入れてこういう40℃を下回る状況になったということになりますと、やはり燃料そのものがここに存在しないというようなことを考える必要があるだろうというふうに思った次第です。また、2号機3号機にしましても9月から炉心スプレイ系からの直接冷却といいますかシュラウドの内側に上から降り掛けるような形で水を入れ始めたところ、2号機3号機につきましては温度の低下傾向が顕著に現れるということから2号機3号機についてはこれまで同様炉心の中にある程度の燃料があるという推定は正しいのではないかというふうに思っております。したがって、こういった傾向を見つつ振り返って1号2

号3号の温度変化の状況等を見ると、比較的1号機についてはもう4月の段階にはどんどん温度が安定的にハンチングしない低下傾向にありますので、その時点では燃料は底に無かったらというふうに振り返ってみるとそういうふうな結論に達したということでございます。その後、昨日の資料の中にございますが1号機で申しますと、原子炉補機冷却系、RCWの配管の周りの線量が高いということから考えますと、格納容器内に落ちた燃料がそのピットますのところに冷却材で入っているRCWの配管を伝わって線量を上げた可能性があるということですか、そういった付随する条件等から見て考えてみました結果が昨日のワークショップの公表という形になります。ただ、ワークショップで公表させていただいたのは昨日でございますが、当然資料をまとめていく段階では燃料の状況がこういうふうな形になるんじゃないかというある程度の推定をしながら調査検討を進めておりますので、公表したタイミングは昨日ということになりますけれども、10月の中旬から今月に掛けてそういった証拠固めをしていたというような状況でございます。

Q：今の話しでただ結果的には1号のこの話しですが、一番保守的な形で100%落ちたという結局最悪の想定でなされた結果がこういう結果であるということであれば、何が言いたいかというたとえば6月の段階で仮に100%落ちたとしても格納容器は抜けていませんというそういう計算は出来なかったんでしょうかという質問なんです。結果的にここまでかかったんだけど出てきた設定は最悪の想定でなされていますので、だからそういった意味で仮に5月6月の段階で今まだ炉心のどれだけ残っているか分かりませんが仮に100%落ちたとしても、元々の燃料水を掛けた時期これこれこうでそうするとコンクリートのこの質がこうですから仮にそういうことになったとしても格納容器は抜けませんということが、もし5月6月に分かっていたのであればあくまでも東京電力の考えで結構なんです、ある心配をとという考えがもしあればそういうこういう考えですという公表する機会はいくらでもあったと思うんですが、それがこの10月の末になってしまったというのがちょっとそこが分からないので聞きたいと思います。

A：(東電)そうですね。それはもうおっしゃるとおりでございます、6月7月の段階ではまだ私どもとしてはこういった炉内の調査あるいはコアコンクリート反応といった推定をするというような判断ということはまだ出来ていなかった状況でございます。したがって、なぜそこをしなかったのかということについては安全評価をする部署に確認してきますけれども、現時点から振り返ってみると、おっしゃるとおり100%落ちたと仮定して計算をしてみ

るということは、現実問題としては可能だというふうには思います。また JNES さんも 4 月にそういった試算をして公開をしておりますので、そういったことから見て当社の取り組みが遅いのではないかということについてはちょっと確認させてください。

A : (園田政務官) 南相馬市の井戸の件でございますけれども、ご承知のように環境省においては 6 月の段階で福島県全体でございますけれども 55 地点において測らせていただいております、いずれも南相馬も含め南相馬市は確か 3 箇所だったと思うんですけれどもその検査結果についてはもう公表させていただいているとおりに検出はされていないと、いずれも ND であったということでございますけれども松井さんのご質問は個人のお宅の井戸についての検査を依頼してるけどまだ出てきてないということですね。恐らく聞いて確認はしておきたいとは思いますが、市なり県に申し込んでいらっしゃるんだろうと思えますけれどもそこで業者なのか研究機関なのかちょっと分かりませんが、そこがひょっとしたら追いついていないのかもしれないかもしれません。ちょっとそれは一度確認をさせていただきたいと思えます。

Q : 今に正に園田さんがおっしゃったとおり事業者がまず優先されるということで個人が後回しになると、それはもちろん重々分かっているそうなんですが 5 月から今までかかってもいまだにまだ受け入れてもらっていないのが現実だそうなので、確かに個人で 1 件 1 件全員が持っていくと大変なことになるのは分かるんですがですから今聞きたかったのは現状はまだそういう人がたくさんいるのに待ってもらっている状況なのか、それともいつでも正規のホームページにも井戸の水調べて欲しい方はどうぞと確かにうたってあるんですね。南相馬の市役所等にも。ただ現実問題たまたま取材した先がずっと申し込んでるんですが難しいと言われていたというものがあつたので、そういう地域が未だにあるのかそれとももう大丈夫なのかちょっとその辺りを今この場では難しいかと思えますので、南相馬に限った事ではないと思えますのでその辺をちょっとお願いいたします。

A : (園田政務官) はい。問い合わせをして確認をしておきたいと思えます。

○司会

それではご質問のある方。ではそちらの男性の方、それと斜め後ろの女性の方続けてお願いします。

○NHK 花田

Q : NHK の花田と申しますが文科省と保安院の方に一つずつお伺いさせていただきます。まず文科省の伊藤さんの方なんですけど、今日一部の報道で警戒区域の土壤中のセシウムの調査の関りの記事が出てるんですけど 100km 圏内の土壤中のセシウム調査で警戒区域の方は執行を行ってなかったという内容だと思うんですけどこの事実関係をちょっと確認したいんですけども、この 20km 圏内でそういった土壤中のセシウム調査を行わなかった理由というのと 1 点専門家からの批判を受けて年内に調査を行うことを決めたと報じられているんですけども、そういった専門家の批判というのが理由なのかまたそうじゃないとしたらどういった理由でこういった調査を年内に行うことを決められたのかというのをまず確認させてください。後保安院の方には今日から 2 号機の方の RPV へ窒素の封入というのが始まったんですけども、この冷温停止に向けてこの水素管理というのは必要な要件上限になっていると理解してるんですけど、この圧力容器への窒素の封入というのはそういった捕らえ方でいいのか。また RPV の中に水素が溜まっているというような状況というのを冷温停止上どのように捕らえているのか。後この安定的な状況になっていると判断されるまで冷温停止状態という判断には至らないのかというのをちょっと伺わせてください。

A : (文科省) まず文部科学省から。発電所周辺の土壌調査についての報道がありました。一部事実誤認が含まれてるところもありまして、ちょっと整理して申し上げますと、まず文科省で今年の 6 月から放射性物質の分布状況の調査を行なってまいりました。これは 100km 圏内 2200 箇所の土を表面から 5cm ほど剥ぎとって中の核種を測定するというものであります。これについては、20km 圏内も含めて行なっております。この 2200 箇所に加えまして、土壌のその深さ方向の放射性物質濃度を見るために、半径 20km から 100km 圏内の 300 箇所において、深さ 20cm ほどの土を取って調べたと。ですから、深さ方向の土壌調査については 20km 圏内では行わなかったというものであります。その事が多分報道されているんだらうと思いますが、したがってなぜその 20km 圏内についてその土を深く掘って調査をしなかったという事ですけども、これは詳しくなると恐縮ですが、パイプを打ち込んで 30cm ほどの土を一気にこう取り上げる作業でして、なかなか手間と時間が掛かりますので、どうしても今回大学とか一般のそういう学生も含めて協力をお願いしておる関係上、被ばく線量が高くなる可能性がありますので、その所は専門家ともご相談して、20km 圏内については表層の 5cm の土壌の調査だけにとどめたというのが事実でございます。それがこれまでの第一次の土壌調査でありましたが、

現在考えておりますのは12月も始まりましたけれども、今後第二次の追加調査を予定しております。そこでも深さ方向のサンプリングをしたいと考えておりますけれども、より正確な精度のよい調査方法を採用することによって短時間で効率的にそういう土壌のモニタリングができる、手法を採用することによって、20km圏内も含めて調査をしたいというふうに考えております。この辺りに付きましては、先日開かれましたマップ作成に関する検討会において、そのような議論がなされていたところでありまして。

A：（保安院）保安院でございますけれども。水素の件でございますが、水素のリスクを下げるという事は、ステップ1の時からずっと重要であるというふうに認識をしてきていて、そのために格納容器に窒素封入していたという経緯がございます。今回のガス管理システムができてみたところ、若干途中で少し水素濃度が高くなったという事で、圧力容器の中に滞留している可能性があるんじゃないかと、いう事でございます。その前に水素濃度が少し高くなった段階で、報告徴収の形でこの冷温停止状態に向けての評価をしていたさ中だったんですけれども。やはり、格納容器の中での水素の評価という事をしっかりやりましょうという事でその正にステップ2、いわゆる冷温停止の評価の一貫としてその水素の評価を行っていたという事でございます。そういう中で、今回この窒素を圧力容器そのものに封入をしていくという事でございますので、いずれにしても水素の管理という事はこのステップ2あるいは、冷温停止という中の評価の重要なテーマになっているというふうに考えております。

Q：ありがとうございます。ちょっと追加で伺いたいんですけれど。文科省の方にそうすると土壌調査は警戒区域も含めてやってたけど、ようはその深さ方向の調査というふうなのは20km圏内でやってなかったという事で理解したんですけれど。専門家の批判を受けて、そういった事をやる事にしたっていうのも、これはそう言った事実はないという理解でいいのだったというのと。あと、一部の研究者が20km圏内で調査をする事を文科省は拒んだという話もあるんですけれど、それについてはどうなのかというのを確認して下さい。

A：（文科省）全体としてはそういう事です。2200箇所調査については、20km圏内も行ったという事でありまして。それから専門家の批判を受けて云々というのがありますが、これは必ずしもそういう事ではなくて、今回の追加調査を実施するという事については、先日のそのマップの作成に関する検討会において、今後二次調査においてそういう20km圏内も含めて深さ方向の

調査をしようという事が議論された所であります。それから拒んだ云々の所ですけれども、これにつきましてはさっきちょっと申し上げましたが、6月の調査の段階では大学等多くの研究者にご協力を得て、調査を行ったわけですが、その中には、そういう被ばく線量の管理をされていない、そういう放射線作業従事者も多数参加しておられたので、また当時20km圏内地震等の影響で路面の状況も悪くて別の事故の危険性というのも懸念されたと、そういう事でこの20km圏内についてはその深さ方向の、少し時間のかかる調査については行わなかったという事であります。そういう事で、一部の研究者からはそうしたいという要望あったようですけれども、今申し上げたような理由で調査を見送ったと。見送った事については、その6月の専門家会合において、今回は20km圏内は行いませんという事を議論した上で、第一次の調査にとりかかったという事であります。

Q：ありがとうございます。すいません。森山さんにちょっと追加で伺いたいですけど。先ほど水素管理の重要だと認識してるってのは分かったんですけど。冷温停止とステップ2という所で、並列でちょっとお話されてましたけれども。厳密にいうと基本的にこの水素管理というのは、冷温停止の判断に関わるという理解でよろしいのかというのと。これがちゃんと除去できる、濃度が下がる形になるまで冷温停止判断を行わないという理解でよろしいのか確認して下さい。

A：（保安院）はい。厳密にその水素問題をですね、何と申しますか冷却とどう関係あるとかというところは、やや直接言えない所もありますけども。いずれにしてもその安定的な冷却という事を実現する上で、水素爆発という事を防ぐという事でこの中期的安全確保の考え方というものの中にもですね、水素の対策という事をあげております。窒素の封入という事も、書かれております。したがって、その水素の管理が適切になされるかという事を、評価をするという事ですので、これを十分評価されなければ保安院としての確認が終わらないという状況でございます。以上でございます。

Q：ありがとうございます。

○司会
次の方。

○フリー 伊藤

Q：フリーの伊藤ともうします。保安院にお願いします。炉心とその周辺地下の推定について何ですけれども。日本のスーパーコンピューターを使った解析という事はできないものでしょうか。以上です。

A：（保安院）保安院ですけども。どの程度出来るのかできないのか、そこは今直ぐにはお答えはできませんけれども。少なくとも、これまでのシビアアクシデントの解析のコードの中に、一部そのコアコンクリート反応いうところは評価する部分がありましたので、それを使って今回、評価をされたという事でございます。いずれにしても、そもそものプラントデータも含めて、不確かさがありますのでこれからどういうふうにこの不確かさを、小さくして行くかという事は、昨日のワークショップでもですね議論になりまして、今後より正確に炉内の状況あるいは、今お話しになったような件も含めて進めていくべき課題であろうというふうに思います。

Q：ありがとうございます。

○司会

はい。他にご質問ある方。前の男性の方。それと後ろの男性の方。2人続けてお願いします。

○時事通信 神田

Q：時事通信の神田です。ちょっと保安院の森山さんになんですけれども。昨日のワークショップの中でですね、東電の委託を受けた総合エネルギー工学研究所の方のサンプルソフコードを使った解析があったと思うんですけども。お話を伺ったところですね、例えばそのペDESTALの地下の所にピットがあることを知らなかったと、というような説明をされてました。それでこういった解析をせっかく複数の機関が行う場合にですね、きちんとその前提となるデータを東電から出させるような指示とか、そういったものはお考えでは無いのでしょうか。

A：（保安院）はい。相当大事な点だと思います。指示といいますか、昨日の議論の一つの重要なテーマはいかにそのデータをですね、開示をしてその内容の信頼性の吟味をして、情報共有をするかという事ですので、正に昨日の議論をきっかけにですね、これからこの解析を進めていく際に情報共有を図っていく、そのことをよく考えていく必要があるかと思います。具体的なことはこれからでございますけど。以上でございます。

Q：昨日のそのワークショップでの指摘で初めてそれに気づくというのはちょっと遅すぎるような気がして、これだけ解析をするまでの時間が掛かったわけですから、こういったそういう解析をそれぞれの機関にさせるのであれば、保安院が何らかの形で取りまとめて、それぞれに指示を出すという方法を取るのが一番いいかと思うのですが、そういったことができなかった理由は何なのかということと、あと今日の原子力安全委員会の定例会後の記者会見の中で、班目委員長がそれぞれいろいろな機関から解析結果を突き合わせて、実態がどういうふうになっているのかということを保安院がまとめて見解を出した方がいいという発言がありました。これについてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

A：（保安院）まずなぜ事前にやれなかったのかという点でございますけども、ここは必ずしもはっきりとしたことを申し上げる状況にはございませんけども、やはり解析コードによって何を入力していくかと、どういうところがその評価に影響を与えるかということは、なかなかこれはそれぞれ解析してみないと分からないところもありますので、結果としてこういった情報があったらもっとよく解析ができたということですので、そこはただデータを出せばいいということではなくて、その解析に必要なデータということですので、正にこれから解析をする方同士での情報共有というのが大事ではないかと考えております。それから保安院としての見解ということ、なかなか今の段階でまとめた、これが見解ですということまでいくのは難しいかもしれませんが、今後こういった解析を更に突き合わせをしながら、あるいは内容をよく改良していきながら、いずれにしましても炉内の状況ということ是非常に大事な問題でございますので、何らかの整理ということには必要ではないかというふうに思っております。

○司会

では次の方。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。吉田所長の症状に関係して東京電力にお聞きしたいんですけども、8月に吉田所長のビデオメッセージが公表されましたけれども、この時の映像を改めて見ましたところ、吉田所長が話す時にちょうど首筋リンパ節の辺り左右が腫れていると言いますか、ポコッと出ているような状況があるんですけども、この映像を見た

医者ですとか、あるいは医療関係の研究者の方から吉田所長の症状について何らかの指摘ですとか問い合わせというのは東京電力の方に来ていますでしょうか。これが一つ目。それともう一つ東京電力に。震災発生後に自己都合で退職した東京電力社員の数というのがわかれば教えて欲しいと思います。特に退職理由の内訳のうち、病気による退職の人数というのも併せてお願いできればと思います。この二つです。よろしくお願いします。

A：(東電)吉田の病状に関しましてのお医者様の問い合わせに関しましてはございません。それから退職者数それから退職理由につきましては公表は差し控えさせていただきたいと思っております。

Q：退職した数も公表できないということでしょうか。

A：(東電)はい。ちょっとどんな形で公表できるかを含めて検討させますけれども、基本的にはこういった退職者あるいは新規採用者数等に関しましては定期的に公表させていただいておりますけれども、退職者数そのものに関しましては公表してございませんので、どんな公表ができるかも含めて考えたいと思いますが、少し難しいのではないかと思います。

Q：分かりました。退職者数については平常時とは違うとは思いますが積極的な情報公開をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○司会

他にご質問ある方。お1人。他には。じゃまず前の方。それと後ろの方。マスクをしてる方ですね。隣の方続けて3人お願いします。

○月刊誌ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋です。松本さんに伺いたいんですが、吉田所長がこの10月11月にかけて、政府の事故調からかなりの頻度でいろんなお話を聞かれて、20時間を超えるようないろんなお話を聞かれたというふうに聞いておりますが、そのような事実がありますでしょうか。それから吉田さん入院されたわけですが、吉田さんはやはりこの事故の真相というんですかね、その究明でもっとも大事な証人であるという意味で、病状がプライバシーかどうかは別にしても、入院していてもそういうような公的な機関、今回国会にも事故調ができるわけですが、そういうことに応じられるような病状なのでしょうか。やはり吉田さんのことを考えた場合、様々な意味で元気でい

ただきたいと思いますが、やはり大事な証人であるという意味では、そういうような病状の開示、もっとはっきり言いますと、例えば何ヶ月ぐらい経ったら戻れるだろうとか、最低でもそういうことが必要だと思うんですけど、それは政治家であられる要するに園田さんが、そういう立場の方が当然開示を受けるような立場にあると思うんですけど、今に至っても吉田さんの病状を含めたことについて何か情報というのはどの程度持つておられるのか伺いたいんですけど。

A：（東電）東京電力からまずお答えさせていただきますが、政府の事故調査委員会が所長の吉田に対してどういう頻度、あるいは時間でヒアリングをしているかについては私どもからお答えすることはできません。それから今後のいわゆる証人と言いますか、要請があった場合ということでございますけれども、こちらはやはりお医者様の判断で可能ということがあれば、そういった求めがありましたら応じることは可能ではないかというふうに考えております。

A：（園田政務官）私へのご質問でございますけれども、基本的には今公的な機関として政府の事故調というふうにおっしゃっておられますけれども、政府内における第三者の事故調査委員会でございますので、言うなれば私も当然ながら呼ばればそこに行く義務は負っている人間の1人でございます。したがって私も当然知り得る情報についてはきちっと対応をするというのが基本になってまいりますので、当然私が問われれば私の知ってる限りにおいて、事故調査委員会に対して全てにおいてお話を申し上げるという形にはなりません。その上でございますけれども、今私が知り得ている情報の中で吉田所長の病状については情報としては入っておりません。

Q：政治家として病状を知りたくないですか。その要するに、仮に吉田さんが本当に具合が悪いのかどうかということについて、何ヶ月後には戻れるだろうかとか、そういうことがプライバシーになりますか。

A：（園田政務官）政治家としてということのお問い合わせにおいては、それで申し上げるならば1日も早く病気はご回復をお願いをしたいというふうに願っている1人でございます。したがって、私も吉田所長が病気加療のためにご入院をされたという情報を聞いた時には、大変心苦しいと言いますか、ショックを受けた1人ございましたので、1日でも早くご病気は回復していただきたいなというふうには考えております。したがって、それ以上個人のプ

ライバシーでございますので、ご本人も含めてそういったことは、何て言いましょうか、プライバシーだということをおっしゃっておられる以上は、私もがあるいは私がそのことについて詮索するつもりはございません。

Q：命に係わるようなものじゃないというような確証はあるんですね。そういうような問題じゃなくて、細野さんは少なくとも記者会見の中で早く戻ってきて欲しいとおっしゃってたわけですから、それならば病気で入院されてても、そういう話くらいは聞けるような状況なのかなと思うんですけど、今、様々な意味でですね、キーパーソンなわけですけど、その病気の内容が全く分からないということは別にしましてもね、何か月位で戻れるというようなことはですね、掴んでおくことは政府として必要なんじゃないですか。

A：（園田政務官）まあ、吉田所長がですね、戻ってくる、こないというものが政府として必要なことであるのかどうかということになると、私の立場で申し上げますとですね、事故を収束させるのが細野大臣以下、事故の収束担当のラインでやらなければいけないことでございますので、そういった意味においてはですね、吉田所長はもう交代をしたわけでございますので、新たな所長が今、任に就かれ、今日からですね、今日から就かれたということでございますので、新たな体制の中でしっかりと事故を収束をさせていくというのが私どもの最大の関心事でございます。

○司会

よろしいですか。はい。それでは、後ろの方。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅ですけども。すみません。いくつか前聞いたところでご回答いただけないのがあるので確認したいんですけど、赤宇木地区で住民への周知が遅れた理由ですね、これについてっていうことですね。実際に実測していたにも関わらずですね、モニタリングしていたにも関わらずそれが住民への周知ができなかった事情についてということと、それから、放医研のホームページについて訂正を申し入れられるというか修正をどういう形であるかということだったんですが、それがどうなったのかということと、それから SPEEDI の件で前回その班目委員長の吉井議員に対する回答に関連して、3月16日以降しばらく安全委員会に委ねられていて、安全委員会に SPEEDI のベントの関係の計算をお願いしたと、ところが放出源情報が得られない、というようなことで安全委員会の方からそういう情報提供を申し出たんですけども、そ

の後結局安全委員を介さずに SPEEDI の計測ができるようになったのでその後情報提供していないんだというようなご説明だったと思うんですが、なぜ安全委員会に委ねたのか、いつまで委ねたのか、ではなぜまたそれを元に戻したのかということを保安院の方にお伺いしたいです。それから、先ほど ERSS についての解析時刻についてこのデータそのものに書かれている現在時刻というものが必ずしも解析をした時刻ではないということはお伺いしたんですけれども、ホームページで発表されているものを見ると必ずしも解析時刻というのがはっきりしていないのと、それから特にホームページに掲載されている別紙 2 というのがあって、それは 3 月 12 日の 0 時なんですけど、ここには福島第一 1 から 3 号機の今後の進展についてというふうなことが書いてあって、そうだとするとこの 3 月 12 日の 0 時の時点で 1 から 3 号機の今後の進展についての ERSS を使った解析がされているんじゃないかなと思うんですけれども。その辺がちょっとよく分からないので、ERSS の解析状況についてちょっともう一回整理してご説明をいただきたい、特に例えば 3 号機なんていうのは 13 日なんですけれども、13 日まで 3 号機やらなかったのかなというのは何となく疑問に思うんですから、その辺をもう一回改めてご説明していただければと思います。以上です。

A : (保安院) まず保安院からでございますけれども、赤宇木地区の件につきましては、特に現地対策本部でなぜその周知ができなかったかということは、今、現地対策本部の方に問い合わせしております、なかなか記録、その他が確認できないということで時間が掛かかっております。もう少しお待ちいただければと思います。それから、SPEEDI の件で原子力安全委員会にいつから委ねられたかとその辺りまでちょっと今、私自身が把握しておりません。保安院としてどこまで把握できるか分かりませんが、あるいは安全委員会からのご回答の方がいいのかもしれないかもしれませんが、そこはちょっと今、分かりませんので改めて回答させていただければと。保安院で分かるかどうかも含めて回答させてください。それから、ERSS の件は何回か解析をしております、最初の頃はですね、正にデータベースにあるようなものを持ってきて、おおよその、一番最初に確か 3 月 11 日の 22 時という、確かそういう資料があったと思いますけれども、おおよそのそこにいた専門家、専門家といえますか担当者を含めてですね、おおよその判断としてこういうふうに進展するんであろうと。当時はまず 2 号機が心配であったので 2 号機をまず行ったということでございまして、今、お話にあった別紙 2 というのが 1 から 3 号機の今後の進展ということで、ここではまだ 2 号機について書いてありまして、それ以外はまだやられていないということでございます。いずれにし

ましても、3号機についてはそれからの崩壊熱といいますか、少し時間が経っているということで少しずつ進展を遅らせているということでございますけれども、いずれも同型の過去に行った解析を基に参考にして、この今お話になった別紙1とか2とかワードで作っておりますペーパーはそこにおりましたJNES、それから保安院の人間がおおよそこういうことではないかということで作ったという経緯でございます。

Q： すみません。ERSSの方は実際に解析した原子力安全基盤機構に聞けばですね、何回やったかとかってというのは出てくると思うんですけども、そういうことは。

A：（保安院）いや、もう既に公表しております。保安院で解析したというか、その実施したものについては、これは9月だったと思いますけど、全て公表しております。

Q： 9月の2日に出ているやつ。

A：（保安院）そうです、それが全てです。

Q： ただ、これ3回しか、3回分しかないんですけども、2号機について、それぞれの各号機について1回ずつの解析データについての説明しかないんですが。前はなんか5回くらいされたみたいなことを言われた気がするんですけども。

A：（保安院）すみません、3回分というのは。

Q： その2号機については11日21時半、1号機については12日11時57分、3号機については13日6時29分にそれぞれ解析結果をJNESがERCに送信しているというようなことが書いてあるんですけども、つまり、ここに書いてあるのは3回、合計3回ERSSの解析をしたということは書かれているんですが、それ以外のことが書かれていないんですけども。

A：（保安院）5回、解析は5回ありますということは、確か9月2日のペーパーに書いておまして、その実際に行った解析結果も添付していると思えますけれども。

Q：それは、ごめんなさい。今、見ているんですが無いんですけれども。解析結果 4 と解析結果 5 というのがそうなんですかね。

A：（保安院）はい、解析結果は 1 から 5 までございまして。

Q：4 と 5 については実施した時間が分からないんですけれども。この要は解析結果を送信したというのが解析した時間とほぼイコールと考えていいわけですね。

A：（保安院）はい。

Q：解析結果を送信した時間というのは、解析を行った時間とほぼイコールと考えていいわけですね。JNES が ERC。

A：（保安院）どこのことをおっしゃっておりますか。

Q：JNES が ERC プラントに解析結果を送信したというのは、JNES が解析をした時刻とほぼイコールと。

A：（保安院）近いと考えていいと思います

Q：そうですね。そうすると、さっき言った三つは時間が載ってるんですが、残りの二つについては、現在時刻がデータ上の現在時刻が、解析時刻と全く関係無いですよという説明を最初にされたと思うんですけど、そうすると解析した時間が全く説明されていないことになるんですけれども、今じゃなくてもいいですが、解析結果 4 と解析結果 5 については、いつ解析をされたのかを教えていただければと思うんですが。

A：（保安院）解析結果 5 というのが、確か 14 時 53 分の件だと思いますけども、これは実際には 12 日の、今把握しておりますのは 2 時 58 分というふうに聞いております。ちょっと解析結果 4 は承知しておりません。

Q：次回までにちょっと調べていただけないですか、ちょっと。

A：（保安院）解析結果 4 ということですか。

Q : 解析結果 4 と解析結果 5 ですね。

A : (保安院) 実際の解析をした時間ですか。

Q : はい。4 と。

A : (保安院) 解析結果 5 は、3 月 12 日の 2 時 58 分と聞いています。

Q : 3 月 12 日の 2 時 58 分。

A : (保安院) 先ほど 14 時 53 分と、現在時刻が書かれているものの実際の解析した時間は、3 月 12 日の 2 時 58 分というふうに聞いております。あともう一つの件については又ちょっと確認してみます。

Q : 解析結果 5 がそれでいいわけですね、先ほど言われたやつで。

A : (保安院) はい、先ほど 14 時 53 分と現在時刻が書かれているものが、そういうことです。

Q : はい、分かりました。じゃあ、あとでお願いします。

A : (原安委) 原子力安全委員会ですけども、SPEEDI の運用について、ちょっと安全委員会側から補足の説明をさせていただきたいと思います。今、言及されておられる 4 月 22 日の衆議院経済産業委員会での質疑とか、その頃は SPEEDI の運用は安全委員会に委ねられてるとか、あるいは一元化されているという認識がなんとなく皆、思っていました。班目委員長もその答弁の中では、「3 月 16 日の時点で文科省の方から SPEEDI の運用を原子力安全委員会に委ねられてございます」と、本人も言っています。ただ 16 日の時点で何が起きたかということなんですけども、3 月 16 日に文科省の EOC の方から原子力安全委員会事務局に連絡がありまして、「SPEEDI のオペレーター、原子力安全技術センターの職員を原子力委員会の方に送りますから、その人を介して SPEEDI を使って下さい」と、いうことであります。普段であれば SPEEDI を使う時にはどうするかというと、原子力安全技術センターが作った放出源情報のフォーマットを埋めて、それを文科省の EOC に送って、文科省の EOC から原子力安全技術センターにさらにそれを送って、実際に計算が行われるというルートになるわけですけども、EOC を介さないで直接、原子力安全技術センターに

「放出源情報なり、計算の指示をしていいですよ」という受け止め方であったわけです。安全委員会は何をやったかという、モニタリングデータから放出源を推定するという試算を多くやったわけですが、その際に、そういったオペレーターを介して、原子力安全技術センターに計算の依頼をしていたというのが実態であります。

それで、実はこの問題については、4月26日に上野 通子参議院議員から出ております質問主意書において、質問として、政府は3月16日、官房長官の指示により、同システムの運用を原子力安全委員会に一元化したとされるというくだりがあります。これに対して、答弁書が5月6日に内閣として出しておりますけれども、その中では原子力安全技術センターでは3月16日以降、文科省の指示、これは文科省から原子力安全技術センターに対する指示を受けて、原子力安全委員会の依頼により周辺環境における放射性物質の大気中濃度の測定結果等から推定される、福島第一からの放射性物質の放出量等に基づき、周辺環境における積算線量の試算などを行う、ウナムンカンヌンとあって、結論としては、その質問でご指摘のように、「運用を原子力安全委員会に一元化したという事実はない」というのが内閣としての見解であります。

Q：そうしますと、安全委員会に対して保安院の方が、こういう計算をしてくださいというふうにお願いをされた時に、安全委員会としては保安院の方と、それは出来るんじゃないですかということではなかったのでしょうか。

A：（原安委）そこはすみません、当時の詳細のやりとり、ちょっと今、承知をしておりません。そういう対応があっても当然だったのではないかと思いますけれども。

Q：オペレーターはいつまで。先ほど保安院の方の回答だと。

A：（原安委）オペレーターについてはですね、そういうことで我々として原子力安全委員会として SPEEDI を使ったのは、放出源情報の推定と、それをを用いた積算線量の計算ですね。これですね。あとは、使ったのはホームページに出ていますけれども、大体が4月の中旬までがかなり量が多くて、その後非常に量が減ってきたので、もうオペレーター戻していただいて結構ですという話を文科省にしまして、ちょっと今、時期を確認しますが、確か5月の連休前後ぐらいにオペレーターは引き上げられたというふうに記憶しております。

Q：分かりました。そうすると保安院の方に聞きたいんですが、先ほどの説明と全然違う、この間説明していただいたのと、ちょっと違う気がするんですけども。つまり保安院としては、安全委員会にお願いしてただけでも、安全委員会から介さずに出来るようになったので、今度は自分たちでしたんですよ。でも最初から、その段階でもやろうと思えば出来たのにしなかったわけですよね。その辺について、ちょっと今日は多分お分かりにならないと思うので、次回で結構ですので、ちょっと SPEEDI の問題は、なぜこんなことになったのかというのは、皆さん注目してと思うので、ちょっとご説明いただければと思いますので、よろしくお願いします。

A：（保安院）はい、どこまで確認出来るか分かりませんが調べてみます。

Q：お願いします。

A：（文科省）文部科学省です。放医研のホームページについてのご指摘ですが、放医研のホームページに放射線被ばくの早見図というのがありまして、そこでがんの過剰発生が見られないという記述がございます。これに対して日隅さんの方から、前々回あるいは前回の生活支援チームの資料の時でも同じような指摘がありました。過剰発生が見られないでなくて、確認出来ないというような記述が適当じゃないかというようなご指摘をいただきました。放医研の方に、その時のやりとりを伝えまして、今、私どもの方がいただいているご意見の考え方を申し上げますと、がんの過剰発生が見られないという文言は、放医研としてはがんの死亡が増えるという明確な証拠がないという現状の科学的知見、これを踏まえた記述だというふうに考えておりまして、誤った記述をしたとは考えていないとのことですが、ご指摘のような解釈、あるいは誤解を生じるので、本書については、一般の方に正確に伝わるよう見直しを行っていきたいというふうに聞いております。

Q：分かりました。

○司会

すみません、次の方ご指名してるところでございますが、東京電力の方から今日の作業状況がまとまったということでございますので、先にそちらの説明をさせていただきたいと思っております。恐縮です。

<東京電力からの本日の作業状況説明について>

○東京電力

東京電力から本日の作業の実績などについてご報告させていただきます。まず原子炉の注水ですけれども 17 時現在 1 号機は給水系から 4.2m³/h で注水中です。2 号機は給水系から 3.1、炉心スプレイ系から 4.3m³/h です。3 号機は給水系から 2.0、炉心スプレイ系から 6.0m³/h となっております。それから格納器内の窒素ガスの封入でございますが、こちらは 1、2、3 号機とも現在格納容器と圧力容器へそれぞれ窒素ガスを注入中でございます。1 号機の格納容器の圧力は 117.4kPa、2 号機 111kPa、3 号機 101.6kPa になります。2 号機格納容器ガス管理システムの出口の水素ガス濃度は 17 時現在 0.6% でございます。午前 5 時から変化がございません。それから使用済燃料プールの循環冷却の状況です。17 時現在のプール水温は 1 号機 16.5℃、2 号機 24.4℃、3 号機 19.4℃、4 号機 25℃でございます。2 号機に関しましては現在循環冷却が出来ておりません。明日点検修理を行う予定です。それからタービン建屋の溜まり水の移送ですけれども 2 号機 3 号機から集中廃棄物処理建屋への移送を行っております。また 6 号機のタービン建屋の溜まり水も屋外の仮設タンクへの移送を実施中です。建屋の水位を申し上げます。プロセス主建屋の水位は 17 時現在 3,482 ミリ午前 7 時と比べますと 17 ミリ上昇です。雑固体廃棄物減容処理建屋は 2,466 ミリ午前 7 時と比べますと 27 ミリ低下です。サイドバンカ建屋は OP で 4,302 ミリ、午前 7 時と比べますと 2 ミリの上昇です。トレンチの水位です。16 時現在 1 号機はダウンスケール中、2 号機 2,976 ミリ、3 号機 3,205 ミリ、午前 7 時と比べますと 2 号機は 12 ミリ低下、3 号機は 5 ミリ低下です。それからタービン建屋の水位です。16 時現在 1 号機 3,396 ミリ、2 号機 2,990 ミリ、3 号機 2,947 ミリ、4 号機 2,971 ミリです。午前 7 時と比べますと 1 号機は 11 ミリ上昇、2 号機 9 ミリ低下、3 号機 7 ミリ低下、4 号機 14 ミリ低下です。原子炉建屋地下 1 階の水位です。16 時現在 1 号機 3,980 ミリ、2 号機 3,107 ミリ、3 号機 3,164 ミリ、4 号機 3,000 ミリちょうどです。午前 7 時と比べますと 1 号機は 11 ミリ低下、2 号機は 10 ミリ低下、3 号機 6 ミリ低下、4 号機 11 ミリ低下です。作業の状況です。5 号機の取水炉の清掃作業でございますが、こちらの方は予定とおりに終了いたしまして原子炉の冷却は本日 17 時 45 分に冷却を再開いたしております。また使用済燃料プールは 17 時 24 分に冷却の方を再開しました。原子炉の温度は冷却再開時 39.1℃、上昇幅は 13.8℃でございます。使用済燃料プールの冷却再開時の温度は 25.3℃、停止からの温度上昇は 0.8℃という状況でございます。それから本日予定しておりました 2 号機の原子炉建屋上部のダストサンプリングにつきましては午前中の会見で申し上げたとおり悪天候のため明日に延期になっております。それから水処理装置の運転の状況ですが、淡水化装置の運転実績で

す。RO 膜によります累積淡水生成量は本日 12 時の時点で 73,460 トンになっております。それから蒸発濃縮式の累積生成量は 12 時の時点で 12,740 トンです。なおキュリオン側サリー側ベッセルの交換は本日明日ともにございません。それから福島第二でございますけれども、第二の 3 号機につきましては本日 14 時 8 分から 14 時 19 分、約 11 分でございますけれども残留熱除去系の A 系から B 系への切り替え作業を行っております。この間原子炉の冷却は出来ませんでしたけれども温度上昇は 0.1℃ということでございます。プラントの状況につきましては以上です。

○司会

それでは質疑を続けさせていただきたいと思います。

＜質疑応答継続＞

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、まず東京電力の松本さんに。先ほど保安院の森山さんに聞いた件の繰り返しで東京電力側の状況をお伺い出来ればと思うんですが、3 月の 12 日の作業員の方の被ばくの件なんですけれども当時の資料で顔面の汚染等というのも政府側から出てきている資料には記載があるんですけれども、被ばくに関してはその 106 ミリの 1 人の方しかないんですがこれは当時政府あるいは保安院の方へは東京電力からは報告はしていたのでしょうか。残りの 3 人の件に関しては。というのが 1 点ともう一つは同じく松本さんに 3 月の 12 日の午前 5 時の東京電力のリリースでヨウ素が通常より上昇という記載があるんですけれども、これ先日詳しい核種分析をしていないというお話だったんですがヨウ素が通常より上昇というのはそうすると何を根拠にこれはどういう形で数字が出てきたものなのでしょうか。ちょっとご説明いただければと思います。それから園田政務官、住民説明会の資料なんですが月曜日に健康関係のものは見せていただいたんですけれども、現状それだけでは無くて除染を含めて幅広い状況の説明というのを何らかの形でされていると思うんですが、他には資料というのはないのでしょうか。住民説明会で使っているのは。それから現状で先日もお伺いいたしました、住民説明会でどういうことを説明されているのかをもう少し詳しく教えていただければと思うんですけれども。月曜日は健康関係の話しだけになってしまったんですが、まさかそれだけとは思えないのもう少し詳しいお話しをお願いいたします。取りあえず以上です。

A：（東電）はい。まず東京電力ですけれども、3 月 12 日の被ばく線量に関しま

しては最大の被ばく線量のものを報告したと思いますけれども、具体的にどういう形で報告したかについては確認します。それから3月12日に午前5時「通常よりヨウ素、放射性物質（ヨウ素等）の測定の値が通常値より上昇しております」というふうな記載をしておりますが、こちらは事故の状況といたしましては揮発性のヨウ素が放出されることが十分予想されますのでヨウ素等という形でダストの濃度について記載したものでございます。

Q：最初の最大の報告、具体的な詳細はご確認いただければと思うんですけれども可能性としては最大の被ばくの方だけを報告したという可能性もあるということですかね。これは。

A：（東電）はい。可能性はあると思いますのでどういった形で保安院さんに報告をしたのかは確認します。

Q：分かりました。それからヨウ素の件なんですけどもこれは揮発性のヨウ素を含む濃度というのは、何の濃度を検出されたんでしょうか。

A：（東電）はい。これはいわゆる核種分析を行っておりませんが、フィルターに付着した放射性物質を全体としてカウントしたものでございます。

Q：その数字はいくつだったんでしょうか。

A：（東電）こちらは以前数字としては書いた、公表資料がございましたけれどもちょっと確認させてください。

Q：お願いします。

A：（園田政務官）私から住民説明会の件でございましてけれども、基本的には住民への皆さま方へのご説明は健康に関するお話しをさせていただいているというのが支援チームとしては恐らくそれ以外のところというのは無かったのではないかなと思いますけれども、資料としてはこの間も支援チームが来てご説明はさせていただいておりますけれども、あぁいった専門家の方々の資料を使ってご説明をするということでございますので、あれ以外にも何人かの説明者の資料というものがあるというふうのは聞いておりますが、ご本人の承諾がまだ得られてなかったということで先日は得られたものという形でお出しをしたということでございます。後恐らく除染についてというふう

に触れられましたけれども、除染については環境省が今現地の環境事務所であったと思いますけれども福島環境事務所を中心となって住民へのご説明はしているというふうには聞いております。これは支援チームとはまた違うところでございますので、先般後宮嶋さんからもご要望いただいて大臣、これは事故収束対応の大臣というよりは環境大臣という形でお受けになったと思いますけれども、ここの場に環境省の方が来ていただいて除染についてのお話を説明をさせていただく機会をとということで私からもお願いをさせていただきました。今調整をしておりますのでここに来る除染のチームが決まりましたらまた前もってご報告はさせていただきたいと思います。

Q： 分かりました。他にも資料、健康関連に関してはまだ資料があるというのは、これはどのくらい種類があって、内容というのはどういうものになっているのかっていうのは、これは確認は時間かかりますかね。

A：（園田政務官）私自身がというよりも、書いた本人の承諾を得るようにしているということでございますので、それが本人とまだきっちり時間が取れるまでですね、時間が掛かっていたのではないかなというふうには聞いております。したがって、また届きましたらですね、この場にお持ちをさせていただくということは勘考はしたいと思います。

Q： 本人の承諾というのはちょっと分からないんですけれども、住民説明会で使っている資料ですよ。公的なものだと思うんですけれども、本人の承諾というのがなぜ必要なんですか。私的文書ではないですよ。

A：（園田政務官）ただし、本人の著作権ではないんですけれども、本人の書面によって説明をしていただいておりますので、したがって。

Q： いや、住民説明会なんで、本人のその方が説明するのはもちろんですけども、説明する内容は政府がオーソライズしているものであるはずであって、本人云々というのは関係ないと思うんですけれども、なぜ本人の承諾が必要なんですか。ちょっと理由が分からないんですが。

A：（園田政務官）機関としては別の政府とは違う機関の方に来ていただいてご説明をしていただいておりますので、そういった面ではその方の言わば承諾がいるということでございます。

Q： いや、住民説明会は政府がやっているものであって、その機関がやっているものではないので、その資料というのは当然政府がオーソライズしているものなので、政府側で判断して出す出さないというのも決められるんじゃないですかというふうに思うんですけども。

A：（園田政務官） 会は確かに政府、支援チームが主催させていただいておりますけれども、説明はその方、別の機関の方がやっておられますので、その方の言わば承諾があるということでございます。

Q： 確認なんですけれども、そうすると前回も聞きましたけれども、説明する方によってかなり内容が違うというふうに聞こえるんですけれども、今のお話だと。

A：（園田政務官） いや、そういったことはないと思いますけれども、念のために私からも一度確認はしておきたいと思います。

Q： 要するに政府としては決まった説明の内容というのは持っていないということですよね。資料というのは説明者の方がそれぞれ作って、住民説明会ではそれぞれの方が作った資料で、それぞれ説明しているということですかね。

A：（園田政務官） はい。そのように聞いております。

Q： 政府として統一見解というのは今後も作らない予定ですか。

A：（園田政務官） 今の段階では、それが統一見解にはなっているのではないかとと思いますけれども。

Q： それぞれの方が説明していると統一ではないと思うんですけれども。先日の月曜日のお話でも、資料に関しては補足で説明する方がいろいろ言葉で説明するので、あそこを書いてあるものがそのままではないというお話がありましたので、そういうことであれば、説明する方によって内容が要するにいろいろ変わるわけですよね。安全性の見方に関しても、100 ミリ以下の見方に関しても、その辺に関して政府で統一の見解というのは作らないのですかというふうにお伺いしているんですが。

A：（園田政務官） 政府としての統一見解は従前から申し上げておりますように、

原災本部から発表させていただいておりますのが、政府の統一見解でございます。住民への説明についてはですね、それぞれの専門家の方に来ていただいて、その方にご説明をさせていただいているというのが現状でございます。

Q：住民への説明の仕方を政府で統一する考えは、ちょっと繰り返して申し訳ないんですが、それはないということですね。

A：（園田政務官）今の形では専門家の方に来ていただいて、その方から発表させていただくということにしております。

Q：分かりました。

○司会

安全委員会の方から補足説明がございます。

A：（原安委）すいません。先ほどの SPEEDI の関係でちょっと訂正させていただきます。原子力安全技術センターから安全委員会の方に遣わされていたオペレーターの方がいつまでいらっしゃったかということですが、先ほど私 5 月の連休明けくらいだったかと申し上げましたけども、それ間違いでして、5 月 27 日金曜日の夕刻までオペレーターとしていらっしゃいました。以上です。

Q：分かりました。

○司会

他に質問ある方いらっしゃいませんか。お 1 人、2 人、他にはいらっしゃいませんか。それでは後お 2 人で終わりにさせていただきたいと思えます。ではそちらの女性の方、男性の方。後、4 人いらっしゃいますね。前の男性の方、それで後ろの男性の方、木野さんもう一度分かりました。5 人をお願いします。じゃあそちらから。

○ネオローグ 小嶋

Q：すごいたくさんあるんですけど全部言っていないんですね。

○司会

どうぞ。

Q：ネオローグの小嶋です。よろしくお願いします。今の木野さんに説明された件に関してなんですけれども、園田さんに。つまり、政府が行っている説明会は政府の見解ではなくて全て個人の見解であって、そういう説明がなされていて、説明は個人によってばらばらになされているということよろしいんですかということが1点です。こちらは文部科学省の伊藤さんをお願いしたいんですけれども、学校の給食の関係で、40Bq以下という基準が一応決まったというか、交付されたということで、まず40Bq/kgのですね、これがどういう論拠があるのかということと。17都道府県に限定されているというか、17都道府県にやれということだったんですけれども、これが17都道府県に限定する理由が何かあれば。この実質の運用に関してなんですけれども、全ての学校で調査可能なのか、どういう体制を取ってそういう形にするのか、例えば福島県とか被災地を優先順位をつけてやるのか。検査機器等を今、半額補助とかされてますけれども、こちらの精度はどの程度までOKにするのか、検査機器これがいいのか決まっているのかということと。調理済みのものを丸ごと検査するという方向も考えているということなんですけれども、どういった方向になるのかというのを教えてください。園田政務官にもう1点。賠償金などを東京電力が政府の支援を受けているんですけれども、新規の原発が建設可能か、先ほど午前の会見で東京電力は新規の原発に関して一部報道で建設を中止したのを否定しましたけど、政府の支援というのは建設が可能なのかということをお教えてください。もう1点。今回、燃料の位置の解析が出ましたけれども、今後の作業見通しに変化がないということでしたけれども、今後廃炉に向けて廃炉の作業開始が3年というものが2年早められたりしましたが、この点に関しては何か影響があるのかということをお聞きしたいです。東京電力さんに吉田所長が病状と線量の関係、労働の関係がまだ確定した情報ではないということだったと前回では思うんですけれども、現在のところ線量と病状の関係に関して何か変化があるのかということをお聞きしたいのと。あわせて労働環境との関連が何かないのかということも、過労であったりそういうことがあったのではないかとということをご確認したいです。もう1点、病名の公表について本人、家族にまだ確認していないということが前回言っていましたけれども、こちらの確認は出来ましたでしょうか。教えていただきたいです。もう1点、先日の解析でエネルギー総研の解析によると圧力容器が傾いているという解析結果が出たということなんですけれども、こちら新たにこの仮定をおいた場合に耐震に問題はないのかということをお聞きしたいです。もう1点、その解析に関して、つまり東京電力の解析だと格納容器内にあるということなので、仮にですけど水蒸気爆発の可能性はほぼ前からほとんどないということでしたけれども、もう0に近

いという認識でよろしいのかということをお聞きしたいです。取りあえず、以上です。

A : (園田政務官) まずは住民説明会と新規原発の建設についてですね、私からは。まず住民説明会で、先ほど申し上げましたけれども、当然ながら不確定な部分は不確定であるということでございますけれども、そうでない部分については、当然ながらどういう方が説明しようと、今の科学的な知見に基づいて説明がされるわけですから、それは当然ながらそのまま発表がされると、説明がされるという形になります。したがって、人が変わって大きく極端に、今の科学的な知見で分かってないことを分かっているが如く説明をするということは、まずあり得ないというふうに思いますので、当然ながら今の科学的な知見に基づいてお話をする、分かっている範囲でお話をするというのが今のスタンスでございますので、当然人が変わったとしてもそう変わりはないというふうには思っております。ただ資料が、どういう人がどういうふうなものを使っているのか、私まだ見比べたわけではありませんので、恐らく一つの事象を右から見るか、左から見るかによって少しこの内容が、内容が変わるわけではありませんけれども、説明ぶりが変わって、言わばそこにいらっしゃる方に対して、より説明が丁寧にできるか、あるいは恐らく受け手の側もお子さんや妊婦の方、女性の方が多い場合とそうでない場合とでも、いろんな話しぶりが少しずつそこに合わせて変わるというのは、当然あり得るかなというふうには思っておりますので、その場に合わせて変わるというのは当然あり得るかなというふうには思っておりますので、その場に合わせたいろいろな表現をしているのではないかなというふうには考えております。それから、新規の原発については、今政府として来年の、今まず総合エネ調と、エネルギー調査会と、それから内閣府の原子力委員会で、今議論をさせていただいているところでございます。これからエネルギーの総合的な考え方をまとめるべく議論をさせていただいておまして、政府全体としてはエネルギー環境会議というのがございまして、通称エネ環会議というふうに申し上げておりますけれども、そのエネ環会議において、総合エネ調と、それから原子力委員会とでこれからの日本のエネルギー政策についての議論を今スタートをさせていただいているところでございます。大体来年の夏を目途に、これを取りまとめをしていくということになっておりますので、それ以降のまた原発に関しての、新たな原発あるいはその他のエネルギー政策に関しては、そこまでまだ確定的なものは決まりはないということになるのではないかなというふうに思います。

Q：その点に関して先に言いますけれども、政府の方針を聞いているのではなくて、政府の賠償金などに関して、政府の支援を受けている東京電力が、今後新規の原発などを建設することが問題がないのかということをお聞きしたいのが、質問の意図なんですけれども。

A：（園田政務官）今後というと、どのぐらいの時間軸でお聞きになってらっしゃいますでしょうか。

Q：では、先ほど午前の会議で否定された、青森の大間の原発に関して、今予定とおり行くとすればというぐらいの範囲です。青森の原発に関して。

A：（園田政務官）大間の件はこれは東京電力さんではないので。

Q：ごめんなさい。東京電力は午前否定した、どこでしたっけ、すいません。

A：（園田政務官）電源開発さんですね。

Q：東京電力が否定したどこでした。すいません、どこでしたっけ。

A：（園田政務官）ちょっとその件については、私ども政府としてどのように判断しているのかというのは、ちょっと聞いておりませんので、これは確認をさせていただきます。

Q：はい、お願いします。もう1点、戻って。説明会に関してなんですけれども、どういった方が説明会で説明されているのか、例えば個人名、その機関、人数等が分かれば、今日すぐ分からないと思うんですけれども、例えばリストなどの形で出していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

A：（園田政務官）はい。分かりました。ちょっと確認をしておきます。

Q：ごめんなさい、先ほどのは東通でした。申し訳ないです。次の方、お願いします。

A：（文科省）文部科学省です。学校給食の報道に関連するお尋ねにお答えしたいと思います。文科省で、第三次の補正予算において学校給食における安全、安心のために各都道府県に給食の食材の測定器を配備するという予算がつい

ております。これを実施するために事務連絡というのを11月30日付けで東北、それから関東甲信越、静岡、全部で17都県の教育委員会に対して送付しております。その事務連絡の中で、今申し上げた各都県の方で、今後測定器を買う場合に検出限界が40Bq/kg以下とすることが可能となるような機種を選んでくださいということで、1kg当たり40Bqという数字について報道があったんだというふうに推定しております。したがって、繰り返しになりますけれども、これは機種選定の要件を示したものでありまして、学校給食の基準を示したものではないというふうに考えております。それから、なぜ17なのかということについては、今申し上げた東北、関東甲信越、静岡なんですけれども、地域の実状に応じながら地元とか周辺地域の食材が給食にどういうふうに使われているとか、それから野菜等の放射性物質の検出状況などを考慮して、今申し上げた17都県にしたということでありまして。それからあと、食材の、給食の丸ごと検査というような言い方をされる場合もありますけれども、測定について、どういう方法を採用するかについてはこの事務連絡では、特段触れておりません。

Q：つまり、検査機器の半額補助に関して40 Bq ぐらいの基準を持ったものを使ってくださいというようなことであって、つまり学校に関して、全ての学校で検査をなささいということではないことよろしいでしょうか。

A：（文科省）はい。この事業の趣旨が、基本的に規制値以下のチェックされた食材が出回っていると。しかしながら不安もあるということに対して、全量ではありませんので、そういう抽出調査とかサンプリングしながらデータを測って、またそれを公表することによって安心していただくと。そういう趣旨のものであります。したがって基準ではありません。

Q：つまり、それぞれ半額補助というシステムというか、制度を使う所が、こうして、こういうものを買ってくださいということだけですよね。つまり、そういうことですよ。

A：（文科省）補助事業の申請に当たっての条件として、そういうことを求めたということです。

Q：はい、分かりました。ありがとうございます。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、所長の吉田の病状、線

量の関係につきましては、変化はございません。それから、労働環境の因果関係など、病状それから原因等につきましては、プライバシーの観点からお答えは差し控えさせていただきたいと思います。それから、病名の公表でございますが、こちらは会社としての判断の他に、吉田本人の意向といたしましても病名の公表は控えていただいて、治療に専念したいという申し出を受けております。それから、昨日の解析の結果でございますが、落下した溶融燃料はコンクリートを侵食しておりますけれども、落ちた箇所はいわゆる構造体といった応力を負担する所ではございませんので、ペDESTALといわゆる圧力容器を支える部分に関しましては、健全性を維持できているというふうに考えておりますが、今後解析の精度を上げる過程で、更なる評価をしていきたいというふうに思っております。それから、水蒸気爆発の懸念でございますが、格納容器全体が冷えておりますし、格納容器の底部に水が溜まっておりますので、水蒸気爆発する可能性は極めて小さいというふうに思っております。

Q：今の点に関してなんですけども、病状と線量の関係がすぐ出ないということの理由などあれば。主治医が判断するのにちょっと時間が掛かるのかという事ともう1点。労働環境との関連がプライバシーに関わるってところが理由がよく解らないのと、本人とかに確認がされた、この月曜日の会見からこの今日まで間に確認が新たにされたという理解でよろしいでしょうかという事と。取りあえずそれをお願いします。

A：(東電)はい。現状の確認、線量との関係につきましてはお医者様の判断を待ってる所でございます。それから、労働環境等原因等に付きましては、こちら病名それから原因について、回答を差し控えさせていただきたいという事になります。それから病名の公表に関しましては、その後、所長の吉田から申し受けを受けたという事とでございます。

Q：ごめんなさい。2点目の労働環境との関連を差し控える理由を教えてください。

A：(東電)はい。病気の原因に付きましてはプライバシーの観点から、公表は差し控えさせていただきたいと思っております。

Q：いえ、病気の原因ではなくて、労働環境と関係があったかなかったかだけでいいんですけど。

A : (東電)はい。病気の原因でございますので、公表は差し控えさせていただきたいと思っています。

Q : あってもなくても公表しないっていう事ですか。

A : (東電)いわゆる労災といいますか、作業上の病気等の事でありましたら、やはり公表する必要あるかと思えますけれども。今回の場合はまだプライベートな病気でございますので、回答が差し控えさせていただきたいと思っています。

Q : 現在のところ、つまり作業との関連がないという認識っていう事で。

A : (東電)はい。そうです。

Q : 分かりました。ごめんなさい。解析について何ですけれども、つまりそれは圧力容器の傾きがないというのは東電さんの解析だと思うんですけど。このエネルギー総研さんの解析を仮に、この解析を受け入れて、受け入れなくてもいいんですけど。圧力容器に傾きが仮にあった場合、耐震性になんか問題が生じるっていう可能性があるでしょうかという質問です。

A : (東電)はい。仮に傾いてるとすると、傾きの程度によっては耐震性の影響はあろうかと思えます。

Q : はい。ありがとうございます。

A : (保安院) すいません。保安院から補足しますけど。エネルギー総研の方は、傾きがあるという解析を示された訳ではございませんので。

Q : はい。

A : (保安院) あくまでもその専門家として、そういう心配、一般的なですね、心配をおっしゃっただけで、エネルギー総研の解析からは傾くという事は出ておりません。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

○司会

よろしいですか。

Q：ごめんなさい。燃料取り出しの作業見通しと廃炉との関係についてがまだ出てないと思うんですけども。

A：（東電）それは東京電力でよろしいですか。

Q：まず東京電力から。

A：（東電）はい。いわゆる、使用済燃料の取り出しに関しましては、当初 3 年を 2 年に前倒しする事に関しましては、影響ないものと思っております。格納容器の中の話でございますので、格納容器の外にあります使用済燃料プールの燃料取り出しに関しましては、現在 2 年で達成すべく作業の方を進めているところでございます。その後に関しましては、やはり今回のような推定を基にどういった技術開発が必要かというようなところを検討することになります。

Q：園田政務官にもすみません。お願いします。

A：（園田政務官）はい。当然ながらですね、この中の状況が私どもとしても大変、これからの中長期を見越した時においては最大の関心になってまいります。そういう場合において、やはりどういうこれからですね、ちょっと何年かかるかまだその辺も今詳細を詰めていただいているところでございますけれども、どういう状態であるのかっていうのを推定しながら技術開発をし、そしてまた中が見られる状況というのがどの時点かで、ひょっとしたら来るのかも知れないというふうに思っておりますので。そこでようやくですね、取り出しを行なって、そして最終的にはそれが全て外に取り出すことが出来たという状況を、作っていくという事は当然ながら私達も、いろんな過程をこれから作っていくべく努力はしてまいります。今お示しをさせていただいているのは、使用済燃料プールの 2 年以内の取り出し開始という事と、それから 30 年において、今度はこのデブリの燃料の取り出しを行っていくところ。そこをお示しをさせていただいているところでございますので、この先言わば行程に入っていく段階において、あるいはその工程の段階においてはいろいろな過程がひょっとしたら、あり得るのかも知れないなど、いうのは考えているところであります。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

それでは後ろの方。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願いします。回答する記者団の佐藤です。まず司会の方をお願いなんですけれども。数が多いので質問と、あとこれまでに質問しているもの回収という二つに分けさせてもらいたいんですけれども、構わないでしょうか。

○司会

いえ、続けてお願いします。毎回同じ事お答えさせていただいておりますが、よろしくお願いします。

Q：数が多いという事と数を制限したい、こういう時は。

○司会

数を制限する理由は最初にご説明さしておりました。最初の一巡を速くやるというために、数を制限しておりますのでもう一巡はしておりますのでどうぞ。

Q：分かりました。では、全部よろしくお願いします。東京電力にお聞きします。東京電力がゴルフ場との裁判で主張している、飛び散った放射性物質が無主物であるという考え方についてなんですけれども。所有物が、ある状態から無主物になるタイミングですとか状況というのがあるかと思うんですが、それがいつの段階でどういった状況になった段階で無主物という判断になるのか、この点をお聞かせいただけませんかでしょうか。逆に、その現在無主物という事なんですけれども、逆に考えると例えば土の中から放射性物質だけを抽出する事が出来れば、それは東京電力の所有物になって東京電力が処分に責任を負う、そういう事でいいのでしょうか。まずそれが一つ。次に、解析の結果で格納容器の底部に燃料がめり込んでいるという事に関してなんですけれども。これは東京電力、保安院がこれまでに持っていた想定範囲内の事なのかどうか。それとこれに関連して、今後場合によっては石棺と言ったような、現在考えてるのは解体処分だと思うんですけれども。石棺と言った

ような事も、想定に入ってくるのかどうか。それと東京電力に、年末年始の作業量について、減るのかどうか、減るとしたらどれくらい減るのか。園田政務官には、合同会見の予定はどういうふうになるお考えなのか。まず以上が質問です。それと、これまで質問させていただいた事の回収です。まず保安院に、前回の会見で、政府職員が震災発生以降に福島第一と福島第二で撮影した写真の行政文書開示請求について、保安院長の裁量で、自主的に公表するつもりがないか、院長の確認を求めましたけれどもどうなりましたでしょうか。それと園田さんに、11月24日に質問させてもらった事で、福島県知事が18歳以下の県民の医療費無料化を要請しまして、首相が検討指示すると答えた。その報道に関して、政府側で健康被害がどの程度起こるのか、そういった想定を持っているのではないかと確認してほしいという事で、お聞きしましたけれどもこれはどうなりましたでしょうか。それと、これも園田さんに、吉田所長の病状ですとか退任について、官房長官に伝わった経路の確認をしておりますけれどもこれがどうなったか。また園田さんに、統合対策室の会議に大臣が最後に出席したのがいつかという質問に関連して、特別プロジェクトに出たのが10月2日、前回で10月3日っていう訂正ありましたけれども、その特別プロジェクトの一覧を出してほしいというふうに、要望をしておりますけれどもこれがどうなりましたでしょうか。あわせて、統合対策室の議事録との関係で質問させてもらっています。その他の会議体のリスト、これがどうなりましたでしょうか。それと、これも11月24日の会見で要望しましたけれども、毎回の記者会見毎に、参加している記者の人数、正確には参加区分ごとの人数の確認、これがどうなりましたでしょうか。それと最後、ゲルマニウム検査器の数については出していただきましてありがとうございます。以上です、よろしくお願いします。

A：(東電)はい。東京電力からまずお答えさせていただきますが、二本松のゴルフ場の件でございますけれども、個別の係争案件につきましては具体的なコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。それから、落下した損傷燃料でございますが、こちらに関しましては、量そのものは今回1号機は100%、2号機3号機がほぼ6割というような形で解析の結果、それからその落ちた影響という形では評価いたしましたけれども、こちらに関しましては既にこれまでも申し上げたとおり、落下している可能性については想定内でございます。それから石棺というお話がございましたけれども、現時点では損傷燃料は取り出すということで考えております。年末年始の作業に関しましては、こちらは減ると思っておりますけれども、現在どの程度減るかについての評価はできておりません。

Q：分かりました。まず無主物のところについて、個別の案件ということは承知していますが、それは無主物の考え方そのものについては東京電力がたまたまその場で裁判の場で公表したというだけのものであって、個別の案件とは別の話です。これをしっかりとご回答よろしく申し上げます。

A：（東電）繰り返しになりますが、個別の案件でございますので、私どもがどういった解釈をしてるかについては裁判で争っているところでございますので、その中で明らかにするのが妥当ではないかと思っております。

Q：分かりました。園田政務官と保安院に関してこれをお聞かせください。無主物という東京電力の考え方について、放射性物質が飛び散ったもの、それがどこかに付着したものが無主物であるという考え方についてなんですけれども、これは過去の公害問題とかに適用される考え方、あるいは影響を及ぼすような考え方ではないかと思うんですが、その辺りについて保安院、園田さんからお答えいただけますでしょうか。

A：（園田政務官）ちょっとすいません、私も裁判例というものがどういったものがあるのかちょっと確認はしておきたいと思っておりますけれども、今すぐにお答えはできませんが、当然ながらどこにそのものがどういったものであるのかというのがやはりまず特定をされなければならないというのが、一つ前提にはあるんだろうというふうには思っています。それによって様々な判断が判決の中ではされるのかなというふうにはちょっと直感的には思っておりますけれども。

Q：いえ、無主物という扱い、例えばこれまでですと有機水銀ですとかカドミウムといったような公害がありましたけれども、こういった場合これは別の所に取材すべき話なのかもしれませんけれども、こういった例えばカドミウムは無主物なのか、有機水銀は無主物なのか、人体の毛髪に入った有機水銀は無主物なのか、こういった部分とも関係してくる話かと思っておりますが、東京電力が主張しているこの飛散した飛び散った放射性物質は無主物という考え方について妥当だとお考えかどうかお聞かせいただけますか。

A：（園田政務官）政府としてそのことに対して何か妥当か不当かというような判断をするということはありません。

Q：分かりました。保安院に関して、今後原発事故が起こった時も同じような考え方、その他の電力会社が同じような考え方をする可能性もありますけれども、その点について何らかの規制をかけていくような考え方というのはあるのでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけど、無主物ということに関して今特に保安院として何か見解を持っているわけではございません。

Q：何も無いのでしょうか。

A：（保安院）特に安全規制として何かこれに対して対応するという考えはございません。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（園田政務官）統合対策室の会見については、まだ今後のことについては何か決まっているということではございませんので、また決まり次第皆さんにお伝えをさせていただくつもりでございます。それからあとは。

Q：18歳以下の福島県民の。

A：（園田政務官）被害状況がどのぐらい把握をしているかということでございますか。

Q：ごめんなさい、被害状況ではなくて、今後起こり得る健康被害の想定を持っているのではないかとということです。

A：（園田政務官）そういったことはあるかどうかはちょっとまだ分かっておりません。

Q：これは確認をお願いできますか。政府が持っているか。健康被害の予測を持っているのかどうか。

A：（園田政務官）基本的にはそういった予測というものはありえないと思っておりますので、そういった何か予測的なものがあるのかないのか、今の段階でお答えをさせていただくとそういったことは想定はしていないということだけ

お答えをさせていただきたいと思います。

Q：これは首相が検討について言ってることなので、政府内で確認の上でお答えをいただけませんか。

A：（園田政務官）いや、したがっていわゆる佐藤さんのご質問は、将来の推計というかそういったことで政府内で何か対策を講じるということではございませんので、そういった意味では今の現行の範囲で私どもがこういった形で福島県民の皆さん方のご安心をしていただけるかどうかということを考えて政策を立てていくものであります。したがって、何かその特定の想定をしてこういった対策を講じるということにはなっていないということだけ申し上げます。

Q：そうしますと、具体的とは言いませんが、ある程度幅広い健康被害の想定がなければ医療費の無償化を要請されたり、それに対して首相が検討を指示するようなことはないかと思うんですけれども。

A：（園田政務官）私どもが受け止めているのは、何かそういった具体的な被害があるからと、将来ですね、あるからということで、福島県佐藤知事がそのような政府に対して要望したとは受け止めておりません。

Q：そうしますと政府側としてはどういう受け止め方をされているんですか。特に健康被害が起こるかどうか分からないけれども、無償化を検討しますと、そういう感じなんですか。

A：（園田政務官）いや、そういう指示が出ているわけではございませんけれども、佐藤知事からの要望については、ちょっと待ってくださいね。放射線による健康影響への漠然とした不安から、多くの子供が県外へ避難を続け、福島県の人口は原子力災害を機に大きく減少し、今福島県の社会基盤は根幹から揺らいでいる。ついては子供の健康を守り、福島県で安心して子供を産み、育てやすい環境作りを進めるため、子どもたちが県内にいても県外から戻ってきても安心して医療を受けられるように18歳以下の県民の医療の無料化を措置するというところでございますので、具体的な何か想定をしているということには、ここから見ても、この要望を受けてもあるわけではないということでございます。

Q： そうしますと政府は安心のために医療費無料化を検討指示している、福島県知事の方は安心のために医療費無償化を国に対して要請した、そういう理解をすればいいということですね。

A：（園田政務官） 総理からの指示は、安心のためにとかいうことではなくて、何ができるか具体的なものを想定してみてもどうかと、失礼、検討はしてみたいというふうにお答えをしたというふうに認識はいたしております。それ以上何か具体的な指示が下りているわけではございません。

Q： 分かりました。ありがとうございます。

A：（園田政務官） それから、吉田所長の件について長官への経路でございますけれども、申し訳ございませんが、政府内でのそういった情報伝達の経路について、つまびらかに明らかにすることは控えさせていただきます。これはセキュリティ上の問題にもありますので、すなわちこういった情報がこういった経路で行くのかということを外に出しますと、そこを狙われるという可能性もあると、安全保障上の観点からそういったことは控えさせていただきます。それから、あと統合対策室の一覧でございますけれども、これはまだ現在確認中、検討中でございますので、でき次第お伝えはさせていただきます。それからあと全体会議のリストもそうですね。それからあと、記者会見の区分ごとの人数、これについても検討できるかどうかということで、今できるかどうかの検討をさせていただいているということでございます。

Q： 分かりました。ありがとうございます。

A：（保安院） 保安院でございますけれども、最初に燃料の解析の件でございますが、これはこれまでも保安院で行っておりました解析でも、あくまでも計算上ですけれども、燃料は特に1号機は圧力容器から下に落下しているというようにそういう計算は出ておりましたので、実態はともかくですね。それは特に今回の件で何か従来と認識が変わったというわけではございません。ただ今の運転パラメータ等から、あるいは温度とのデータ等からよりその内容が詳細に議論できるようになってきたということではないかというふうに考えております。それから石棺のご質問がございましたけれども、これは今後の対応ですので、必ずしも保安院から何か申し上げる立場ではないかもしれませんけれども、現在そのような計画があるとは承知しておりません。それから写

真の件です、これは保安院の職員の撮った写真について自ら公表しないのかというご要望がございました。これは今検討中でございます。以上でございます。

Q：分かりました。ありがとうございました。

○朝日新聞 今

Q：朝日新聞の今と申します。東京電力の松本さんに伺いたいんですけれども、今日の11時頃、2号機の圧力容器に窒素注入を始めることができましたけれども、今後、今減らしている原子炉の注水量を再び上げるという方向にするタイミングというのはいつを考えているのでしょうか。水素濃度を見るということでしたが、その基準等があれば教えてください。あともう1点、格納容器の今窒素注入というのを続けていると思うんですけれども、圧力容器から漏れ出ているという状況ですけれども、それでも格納容器への注入も直接続けていくということでもよろしいのでしょうか。あとすいません別件で、使用済燃料プール2号機の冷却が止まっている状況なんですけれども、本日はあえて動かすということよりも、原因究明というものを優先させたということでしょうか。いつ頃まで停止していることが大丈夫だというようなお考えでしょうか。以上です。

A：（東電）まず、現在、圧力容器に窒素ガスを注入しております、その様子をしばらく観察する必要があるかと思っております。したがって、ここ数日はこの状態をキープしておりますので、注水量を逆に増やすと温度が変化いたしますので、現在の状況を維持しながら特に2号機の格納容器ガス管理システムの出口の水素濃度を監視して、水素ガスが実際にどういう挙動を示すのかというようなところを確認する必要があるかと思っております。したがって、具体的に注水量を上げるのはそういった水素ガスの挙動が確認できた後ということになるかと思っております。それから、同時に格納容器の方にも窒素ガスを封入しておりますが、これは損傷した燃料がいずれにあったとしても水の放射線分解で水素が発生いたしますし、圧力容器の中に留まっていくというものでもございません。圧力容器から単に漏れると思っておりますので、そういう意味では格納容器全体を窒素で封入して水素ガスの濃度を一定量下げしておくというようなことは必要だろうというふうに思っておりますので、こちらを継続して実施する予定です。それから2号機の使用済燃料プールの冷却に関しましては、こちらは本日は点検用の資機材の手配等に時間を使っておりますので、明日基本的に修理を行う予定でございます。

プールの水温の温度上昇率は1時間当たり0.3℃、外気温が冷えておりますので、現実ではそのほどのペースで上がっておりませんので、比較的水温の上昇には余裕があらうかと思っています。基本的にはプール水温の制限値は65℃でございますので、時間的には相当の何週間というオーダーで余裕はあらうかと思いますが、計器の不良ということでございますので、冷却が必要というふうに判断されればそういった計器をバイパスして冷却を再開することはありえますが、ここ1日2日で何か危険な状態に陥るということではございません。

Q： すいません、一つ目の質問に対して再度確認なんですけれども、注水量を上げるタイミングということで、水素の濃度の状況の挙動を確認するということなんです、具体的に言うと大体どのくらいのパーセンテージで推移していれば問題はないというふうに考えているのでしょうか。実際に本当に注水量を下げるという今後シフトは必要になってくるのでしょうか。それは予定されているという理解でいいのでしょうか。

A： (東電) 現在、水素ガスの濃度に関しましては、むしろ具体的な何%という目標というよりも、私どもが想定している挙動を示すかどうか、あるいはそういった中身の状況が今回の窒素の注入でどれくらい理解できているかというようなところが基本的なポイントではないかというふうに思っております。それから注水量に関しましては、現在、注水量を絞って温度を上がり傾向の状況にしておりますので、こちらは今回の水素ガスの挙動が把握できましたら、注水量を増やして下げる方向にはする予定でございますので、量そのものはまだ何m³ほど増やすかについてはまだ決まったものはございません。

Q： すいません、再度確認なんです、その挙動を確認するということは、特に何かしきい値があったりというわけではなくて、東電さんの安全の判断ということですか。

A： (東電) はい、そうです。もちろん私どもとしてこういったと言いますか、今回の挙動に対してこういうふうな評価をした結果を私どもがした上で保安院さんの方に提出させていただいて、その結果に対して審査を受けるということになります。

Q： 分かりました。ありがとうございました。

○司会

それでは後ろの方。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。保安院の森山さんをお願いします。溶融した燃料の性質について、すいません基本的なことをお伺いいたします。1号機の燃料が格納容器の底に落ちているという件ですけれども、これは水に浸かっていたら融けた燃料による浸食は100%止まると考えてよろしいのでしょうか。森山さんをお願いします。

A：（保安院）まず計算上は燃料が浸食していて拡散しながら、結果としてコンクリートを融かすレベル以下になって止まると、そういう計算ですので、全体の熱バランスからこれはあくまでも計算上の問題かもしれませんが、全体の熱バランスを計算すればそれは出ると思います。

Q： すいません、ごめんなさい。私の理解が及ばないので。水に浸かっていたら浸食してないという判断。

A：（保安院）基本的には十分冷却されていれば、燃料がどういうふうに燃料の除熱がどうできるかということは、一つは自ら除熱される部分がもちろん多いと思いますけども、もちろんそれ以外にコンクリートと言いますか、そういう所を伝わって徐々に拡散していくという、全体の熱バランスが実際に崩壊熱として放出されます熱よりも、除熱ができれば当然問題ないわけですから、十分な水が注入されていれば基本的には問題がないというふうに考えられます。

Q： 今ので分かりました。そうしますとちょっと角度を変えまして、その燃料が何度になればコンクリートを浸食していくというようなことは、過去にデータとしてあるのでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけど、確か今の計算では1,500度ですかね、1,500度まで燃料の中心部は高くても、周辺部、コンクリートと接触しているところは確か計算上1,500度までで止まるというような計算だったと思います。燃料の温度は何度かというご質問に対して周辺の中で違いますので、当然周辺部分は低くて真ん中は高いという、そういうことではないかと思いません。

Q： そうしますとごめんなさい、1,500 度に、これは多少の前後はあるにしても、めどとして 1,500 度にならない限りコンクリートの浸食は起きないという、そういう理解でよろしいんですか。

A：（保安院）東電の解析ですので東電の方からが適切かもしれませんが、当然コンクリートは浸食する温度はコア・コンクリート反応と言いますか、起こる温度というのはありますので、もちろん劣化ということは別途あるかもしれませんが、いわゆるコア・コンクリート反応が起こる溶融と言いますか、そういうものはある温度にならないとない。ただしもちろんコンクリートですから、当然熱を加えれば劣化というのは別途発生する可能性はあります。

Q： 今のお話だと、具体的な細かい検証データは現在のところは無いっていう、そういう理解でよろしいでしょうか。

A：（保安院）どういう検証でやったか、実際に多分ご質問は核燃料を使った実験データがあるかと、そういうご質問だと思いますので、そこはちょっと私今事実関係は承知しておりませんので、今すぐはお答えできません。

Q： そうしましたら次回以降ですね、そのデータについて。

○司会

今東京電力の方で持ってるデータを説明するという事です。

Q： じゃあお願いします。

A：（東電）コンクリートの浸食に関しましては森山対策監の方からお話がありましたとおり 1,500 度を使っております。いわゆる融けるというような状況になります。したがって、そういった 1,500 度に達する状況が継続いたしますとコンクリートを浸食していくということになります。したがって、発熱しながら当然浸食することでコンクリートを融かすことで熱が奪われますので、その分溶融した燃料は冷えることになりますので、最終的には 1 号機の場合は 65 センチ程度侵食した段階で、発熱量より除熱量の方が上回って、そのまま固まっていくというような状況になります。それからこの辺りのデータに関しましては、いわゆる私どもが使ったマップという解析コードは、エ

プリといいます米国の電力中央研究所で開発したコードでございまして、こちらの方で一部実験データを使って評価が行われおります。コンクリートの組成などに関しましては、午前中のご質問にありましたけれども、NRCが持っている玄武岩系のデータを使って解析をしているということになります。

Q： 繰り返し確認で。その浸食というのはやはり周りの環境の状況とか、コンクリートの属性もあるんですけども、一応燃料自体は 1,500 という、そういうめどということで。1,500 という、なぜ 1,500 度がめどなのかという、根拠のデータというのはどこからなんですか、ごめんなさい繰り返しですいません。

A：（東電）はい、こちらは実験のデータが確かあったと思いますので、そちらの方、実際何を持ってきたのかについては確認します。コンクリートの溶融温度ということで提示されておりますので、一般的に知られている値ではないかと思えますけれども。

Q： その 1,500 度の根拠について、後日わかれば教えていただけますか、お願いします。

A：（東電） はい。

○司会

それでは。

○フリー 木野

Q： フリーの木野ですけれども、度々すいません。東京電力の松本さんにちょっと確認できればと思うんですが。先ほどの 12 日のモニタリングの件なんですけれども、当時、東京電力以外に敷地内でモニタリングされてた他電力とかはいらっしゃらないですよというのが、ちょっと確認できればと思います。それから 12 日の数字なんですけれども、今、見たら 12 日の午前 3 時 30 分過ぎに、ヨウ素 131 検出というのが、15 条通報で保安院に送られているんですが、その後、午前 8 時のものが、チャコールに放射性物質が付いているというのだけあって核種の分析がありません。これは、なぜ 3 時 30 分にできて、ヨウ素を検出できて、その後にはできていないのか、理由がもしわかればご説明お願いできますでしょうか。それから同じく松本さんに。昨日のワークショップの件で解析は、基本的には以前 5 月に解析をした条件のまま、それを

また使われているということなのですが、ちょっとその5月の条件というのが、昨日の松本さんのご説明にもありましたが、保安院の条件に比べると、かなり条件がゆるいのではないかなと思うんですけれども。溶融の時間が東京電力の方が時間が掛かっていますし。そういう意味で、ご説明の中で保守的というお話がよく出てくるのですが、どうもどちらかというとな楽観的に見ているようにも思えるのですけれども、その辺、例えばマップ以外の解析コードというのを、より保守的に状況を見る上で使われるというようなお考えというのはないでしょうか。それから文部科学省の伊藤さんにちょっと1点だけ。学校の先生に配布している線量計なんですけれども、これ5月ぐらいから同じことをお伺いしてるんですが、1校で1人の先生というのは、余りにも状況を反映しなすぎると思うんですが、これを増やすというのは、考えとしてはないのでしょうか。以上お願いします。

A：(東電)3月12日の時点で他電力の方々が、モニタリングを敷地の中でやっていたということは、今のところ確認できておりません。それからチャコールの付着でございますけれども、ヨウ素が当然、揮発性の物質でございますので、支配的であるということは感覚的に知っておりますので、8時の段階では全ガンマといいますか、全体を調べてそれでよしとしたのではないかなというふうに思っております。結果的にはゲルマを通して分別する必要がありますので、要は核種の分析を優先するか、スピードを優先するかというような問題だと思っております。それからマップの解析例と、保安院さんの解析でございますが、これは一概に使ってるデータが違うからでございますが、この点をもって保守性があるかとか、非保守的だとかというような判断は出来かねるというふうに思っております。残留熱の設定をどういうふうにするかというふうなところで違いますので、現実的な値を使うことが決して保守的な評価には繋がらないというふうに思っております。それに関連して、さっきテレビ朝日さんの方から質問があった5月6月の時点と今回の時点で、何が結果的に違ったのかというふうなところでございますが、やはり5月6月の頃は、いろいろなマップの解析結果を元に、私どもは炉内の状況を考えますと、まだ圧力容器の中にあるだろうというふうな推定をしておりました。その後8月9月とパラメータが変動を見ておきますと、圧力容器の温度が基本的に100℃を下回る状況になってきたということから考えますと、発熱する物質、損傷燃料がここの位置にはないのではないかなというふうに思い始めて、新たに証拠を集めて今回のような結論を導き出したというような状況でございます。

Q：先に松本さんにいいですか、1点だけ。条件が解析によって違うというのは分かるんですけど、要するにマップ以外のものというのを、なぜ使わないのかなというのが、ちょっと分からないんですけども。

A：(東電)私どもが持っているのがマップでございまして、昨日、保安院さんで開いてくださったように、今後はこういったマップの解析結果ですとか、エネルギー総合工学研究所さんがお持ちのコードですとかを比較検討して、より精度を上げていくことが必要だというふうに思っております。

Q：東電として他の解析コードを入手して、より自社の中で精度を上げるというのは難しいんでしょうか。

A：(東電)私どもとしては、現在マップを持っておりますので、こちらの方でなるべく出来るだけのことはする予定でございまして。

Q：他の解析コードを入手すると、これはそれなりに資金とかが掛かるということなんですか。技術的に出来ないのか、資金的に出来ないのか。

A：(東電)当然コードを購入いたしますと、必要なお金はかかってまいります。

Q：ですので、他のコードを使わないというのは、技術的に出来ないのか、資金的に出来ないのか、何かその理由というのはあるんでしょうか。

A：(東電)必要性の観点から判断したいというふうに思っております。私どもとしては、このマップの解析コードで今回のシビアアクシデントの炉心の状況、それからコアコンクリート反応といったところまで推定が出来ると思っておりますので、今後はこの精度を上げていくということと、後は各コードは保安院さん、JNESさんですとか、エネルギー総合工学研究所さんか、サンプソンを持っておりますので、そういったところと比較検討をしていくことが重要だと思っております。

Q：分かりました。

A：(文科省)文部科学省です。福島県内の全部の学校に、先生方に積算線量計を持っていただいて、学校内における児童、生徒の線量の評価に使っておるところでございましてけれども、まず学校における児童、生徒の被ばく線量に

については、8月の末に校庭で $1\mu\text{Sv/h}$ 未満、それから年間で 1mSv 以下を目標とするということを掲げてございます。これに対して、先生方に線量計を持っていただく目的というのは、学校における児童、生徒の線量が、今、申し上げたような目標を安定的に下回ってるということを確認するためでございます。必ずしも子供たち1人ひとりの線量の評価をするというものではありません。それから学校の先生に線量計を持っていただくのに加えて、現在、補正予算を使って各学校に24時間常時空間線量が測定できるような、またその結果がインターネットを通じて確認できるような施設、ハードウェアの整備を進めておりますので、そういったものを含めてトータルで学校における線量の低減というのを確認していきたいというふうに考えております。

Q：ただですね、当時学校の先生に線量計を持っていただくというのは出来るだけ生徒の行動に近い方に持っていただくというのが主旨であったはずで、そういう意味では数を増やすことでより生徒の受ける線量を把握出来るのではないかと思うんですけど、これは1人1人の線量評価ではないということで出来るだけ1人1人の線量評価に近づける目的だと思うんですがその辺はいかがでしょうか。それからモニタリングの装置があるのはそれは結構なことだと思うんですけども、それ以外に要するに1人1人のものを出来るだけ把握するという意味でもやはりもし出来るのであれば先生に持っていただく線量計を増やすというのは考え方としてあると思うんですけども、これはもう文科省としてはそれは無しという考え方になるんですかね。

A：（文科省）先生方に持っていただく目的は今申し上げたように学校における全生徒の線量の傾向を見るということで、現にその結果によりますと 0.1 から $0.2\mu\text{Sv/h}$ というのがその積算線量計による実測値でありますし、それから年間に直しても 1mSv という目標に対して 0.2mSv ということで当初の目的、線量計を配って付けていただく目的つまり学校における線量が安定的に継続的に十分低いレベルにあるということを確認するという目的は十分果たしているんだというふうに考えております。したがって現在その数を増やすということは考えておりません。

Q：当初の目的は学校の線量はもちろん低いことを確認するのももちろんそうだと思うんですけども、生徒の1人1人の被ばく線量を確認するという上で生徒の行動に近い先生を選んで積算線量計をもっていただくというのが主旨だったはずなんですけれども、これはもう今ではその目的というのではないんですか。

A：（文科省）今申し上げた点については5月27日に福島県内における児童生徒等学校における線量低減に向けた当面の対応という文章、ホームページにも載っておりますけれども今申し上げたような説明、目的のために先生方に1人の先生に線量計を持っていただくということを説明しているところであります。その考え方は今も変わっておりません。

Q：分かりました。当時坪井審議官がそういうお答えをされていたのでそういう目的が当然共有されているのかと思ったんですが、そうするとそれは当初から無かったということですね。

A：（文科省）前任がどういう流れの中でどういう説明をしたか詳細今確認出来ませんが、1人1人の線量を把握するというのではなくてその子供達の行動を代表する先生に付けていただくことによって子供達の線量を推定する。そのために先生に積算線量計を持っていただくという考え方は多分当時と今も変わっていないと思います。

Q：であればなおさら要するに持っていただく先生を増やせば把握もより詳細に出来るわけですね。当然今の現状で1人の方が持っていて下がっているのは分かるんですけども、数を増やす事でよりそれを正確に出来ると思うんですけども、これはもう文科省としては今の状態で十分ということになるんでしょうかね。増やすという考えは当面は無いということは今で十分ということですか。

A：（文科省）はい。学校における子供の被ばく線量の把握についてはさっき申し上げたようなまた別にリアルタイムで線量計を置くというようなことも考えておりますので、現在のところ先生方の積算線量計を増やすという考え方は持ってません。

Q：分かりました。

○司会

それでは以上で本日の記者会見を終わりにさせていただき、では最初にお1人では二回目三回目お願いします。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q : NPJ 吉本興業のおしどりです。よろしくお願ひいたします。まず文科省によろしくお願ひします。本日公表されました福島県における土壤の放射線モニタリング、プルトニウムの地図についてなんですけれども、この内容の中で以前の資料でもよく全国平均より 1 桁高い若しくは全国平均と同等でプルトニウムが事故由来のものかどうか判断されておりますが、福島県自体の事故以前のプルトニウムの検出量解析資料等はお持ちなんでしょうか。全国平均ではなく福島県この解析した地域の事故以前の資料データというのは文科省としてお持ちなんでしょうか。どうぞよろしくお願ひします。そして園田政務官によろしくお願ひします。本日の質疑の中で説明会の資料は作成した方の見解なので政府統一見解ではないと。そして各説明会で配布した資料は本人の確認を取らないとお示しできないというようなご回答をされたと思うんですが、違いますでしょうか。何ですか、全段が違いますか、分かりました。各地で先だって川内村の説明会の資料、様々な除染説明会の資料など出来ればお示しいただきたいと思うのですが、小児甲状腺サーベイの説明会や福島県の検討委員会の資料など福島県で行われている様々な説明会の私は傍聴に行き資料をいただいてまいりましたが、放医研の方々そして被災者生活支援チームなどお話しをいたしますと避難をされていてこの説明会に出席されない方は大勢おられるので、この資料はネット上で公開してもいいかと確認を取りますと是非してくれとあちこちで言われます。ですので配布した資料は本人の確認を取らないとお示し出来ないというのはこの説明会の性格上少しそれはおかしいのではないかと思います。各地の福島県での説明会の資料をできればお示ししていただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

A : (文科省) 文部科学省です。過去の環境放射能調査の結果については今手元にはございませんが、文科省のホームページの方で年代とか核種、それからエリアを指定すると検索できるシステムがあったと思います。それでこの地域の数値は分かるのではないかなと思います。一度ちょっと確認したいと思います。

Q : ありがとうございます。それを確認していただけるということで、それを見るとそのシステムが今現在も生きていれば事故以前の福島県のプルトニウムやストロンチウムなどの汚染量が分かるということでしょうか。

A : (文科省) 過去のフォールアウトの結果についてはその中に入っていたと思いますし、また印刷物になっていたと思いますので、具体的な数字は次回にで

も確認してお示ししたいと思います。

Q：ありがとうございます。よろしくお願ひします。その事故以前の福島県のプルトニウムやストロンチウムなどの汚染量のデータがあるにもかかわらず、いつも必ず全国平均と比べられるという理由が少し分からないのですが。

A：（文科省）特段意図はないかと思ひます。ちなみに今回発表してありますのは文科省が測定したものでなくて、現地対策本部と福島県の方で発表された資料ですのもしあれでしたらそちらの方にちょっとお尋ねいただければと思ひます。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（園田政務官）先ほどですね、すいませんちょっと肉声で前段が違ふということをおし上げたんですけれども、というのは先ほどちょっとひよつとしたら聞いてらっしゃらなかったかもしれませぬけれども、政府の見解とそれから説明会で話していらっしゃる方と見解が違ふということをおし上げたつもりはありません。したがって当然ながら私ども政府が原災本部を通じて今までの健康に関する考え方というのはおししをさせていただいております。それは統一見解としてございます。それを受けて国からの言わば放医研のような独立行政法人というような形で国の指針におししをさせていただいたものにとつて専門家の方々がいらっしゃいますので、そういった方々に更に分かりやすく住民の皆さま方にご説明をしていただいているというのが今の現状でございます。したがって大きく違ふということは当然ながらあり得ませぬ。それは前提におし上げた上で住民の皆さん方がそういう形で求めていらっしゃるということがあるということで今聞かせていただきましたけれども、一度現地の方と現地の対策本部あるいはすいません、支援チームも含めて少し何か検討をしてみても何か分かりやすい形で公表できるようなものがあればそういったことは検討の余地はあるんではないかなというふうには思ひます。

Q：ありがとうございます。政府の見解と説明会の見解は別に異ならないということで、本日第6回の低線量被ばくに関するワーキンググループがありましたので、前々回第4回のワーキンググループで、細野大臣は100mSv以下でもしきい値なしの直線モデル、LNTモデルを使うということをおししを徹底するというふうにおししをされておりましたが、その徹底は前回の川内村の説明会

の資料では行われていないように思いましたが、これは別に大きく違わないということでしょうか。

A：（園田政務官）言わば大臣がどういう意図でちょっとおっしゃったのか、ちょっと私も文脈を全部見てるわけではありませんけれども、そういう意味ではこれから正しく今専門家の方々にお話をさせていただいておるところでございまして、その後言わばご提言をさせていただいた上で、政府として今後の説明、住民の方々への説明というものを、これは今の事故に際してということよりは、将来的なことに対して今後検討はしていかなければならないだろうというふうに申し上げたのではないかとというふうに思います。

Q： はい、何か今一よく分からなかったんですけれども、福島県の各地域で行われておりますその専門家の方々の説明会の資料を公表できない理由としては、著作権に関してのみでしょうか。

A：（園田政務官）いや、著作権という、先ほどは著作権も含めてというふうに私も申し上げたんですけれども、ご本人のやはり同意が必要ではないかなということで、今の現段階ではまだ皆さん方には公表はさせていただいてないということを申し上げました。

Q： 一旦説明会などで不特定多数に配布された資料に関しては、営利目的などで利用されない限り著作権は適用されないとは思いますが。

A：（園田政務官）したがって、製作者であるご本人の意向がありますので、その方のご意向を踏まえて今後対処はしていかなければならないというふうに考えたということでございます。

Q： 分かりました。小児甲状腺サーベイ、先ほども申しましたが、小児甲状腺サーベイなどの説明会での放医研での、それでトータル6人ぐらいの先生方とお話いたしました。どの先生方も説明会の資料は公表しても良いとおっしゃっておられたんですけれども。

A：（園田政務官）したがって放医研だけではありませんので、他の大学の方もいらっしゃるって専門家の方で説明をさせていただいている方がいらっしゃいます。したがって、そういった方々に今お1人お1人確認をさせていただいているという状況でございます。

Q：分かりました。では公表の方よろしく願いいたします。

○司会

では次よろしく願いします。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしく願いします。回答する記者団の佐藤です。2点だけ願いします。園田さんに。まず、今日の配布資料でありました、独立行政法人等におけるゲルマニウム半導体検査器の保有台数の資料、1枚のやつですけれども、これを作成した機関のクレジットが入っていませんけれどもこれはどこでしょうか。どこに問い合わせればここに記者会見に出ていない国民もこの資料を入手できるか、それについてお答えいただけませんかでしょうか。それとも一つ、説明会の資料の公開について、今のおしどりさんの質疑の中で、公表できるのかどうかそれぞれの研究者の方に確認しているということをおっしゃいましたけれども、これが事実かどうか、以上2点よろしく願いします。

A：（園田政務官）失礼しました。保安院のホームページでこれも公表をすることですので、すいません、ちょっと抜けていたかもしれませんが、今日の配布としてはクレジットは保安院にしといていただければと思います。

Q：分かりました。

A：（園田政務官）それからあと、この間も支援チームからお伝えをさせていただいておりますけれども、その説明をしていただいた方々に今公表していかどうかの確認を取っているという説明はこの間したとおりでございます。

Q：いつまでにとというのはありますでしょうか。

A：（園田政務官）そういったことはないと思います。

Q：では、資料の公表は迅速に行っていただけますようお願いいたします。以上です。ありがとうございます。

○司会

それでは前の方お願いします。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグ小嶋です。すいません、先ほど漏れがありました。1点、文科省の伊藤さんに。検査機器の納入というか、半額補助の申請にあたって40Bqという一応目安を示されたところなんですけど、ここの40Bqの目安というのはどういった点から出たのかという数字なのかというのを一つお聞きしたいです。もう1点すいません、東京電力さん。一部報道で吉田所長が1号機の事故当初に原子炉の海水注入の中断命令を、今から言うことを聞くなという前置きをして注水停止を命令したということで、この点に関して東電さんの調査で、社内の調査などで確認されているのか認識はどうかということをお聞きしたいです。もう1点、以前この共同会見に環境省の方の出席をお願いしたいということがあって、細野大臣も前向きに検討するとのことでしたが、今のところの経過をおおよそ教えていただければと思います。

A：(文科省) 文部科学省でございます。先ほどの40Bq/Kgというのは全体としてそのような濃度の検出可能な機器を購入するという趣旨であります。参考にしましたのは、ご案内のとおり現在厚生労働省において暫定規制値の見直しが進められております。全体として5 mSvを1mSvに、5分の1に下げるといような方向が現在議論されておりますので、言わばそういった議論を見越して、飲料水、牛乳ですと現在の暫定規制値というのが200Bq/kgですので、仮にはありますが、それが5分の1になった時でも測れるようにということから設定したものというふうに聞いてます。

Q：これが仮に今方針的にはそうなってると思うんですけども、これがまた仮なので、ちょっとこれに変化があった場合ということだとすると、これの数字はまた見直しなどされる予定はありますかでしょうか。

A：(文科省) 今申し上げましたような議論と全く別の方向の議論になってですね、この検出限界では測れないといった状況になれば見直しするかもしれません。

A：(東電) 東京電力でございますが、所長の吉田が所長の判断で海水注入を続行したことは事実として確認しておりますけれども、その際どういった発言をしたかについては確認しておりません。

Q：了解です。ありがとうございます。

A : (園田政務官) 環境省の方に来ていただく件は、先ほどもお答えをいたしましたけれども、もう一度繰り返しますけれども、先般宮嶋さんからそういったお声がありまして、大臣に対してですね。大臣も検討するというものであります。その後私の方から、私にも同じ質問をいただきましたので、大臣とそれから環境省に対してもその確認をさせていただいて、今こちらに来る準備をさせていただいております。というのは、あそこもなかなか多岐に渡って少ない上に、今除染の現地に追われているところもありますので、あるいは国会対応ということもありますので、そういったところに人員を割けるかどうかを含めて今調整をさせていただいている段階でございます。でき次第こちらに来るようには伝えておりますので、そのことは来ることが決まれば前もって皆さん方にはメール等でお知らせしたいと思っております。

Q : ありがとうございます。

○司会

それでは以上で本日の会見を終わりにさせていただきたいと思っております。次回でございますけれども、5日の月曜日16時半からを予定しているところでございます。詳しくはまた改めてメールにてご案内をさせていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。